

(別紙)

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--	--------	----	------------

背景と趣旨

現在の容器包装リサイクル法では、一般廃棄物のみを対象にしているが、本来は産業廃棄物も含めて全ての容器包装を対象にすべきである。	1	産業廃棄物を含めた事業系容器包装廃棄物については、排出者である事業者による処理責任が課されており、事業者による容器包装廃棄物のリサイクルがかなり進んでいる現状も踏まえれば、容器包装リサイクル法の対象にする必要性は小さいと考えます。
容器包装廃棄物の量を一般廃棄物総量と少数の市町村における組成分析から推測して、容り法の減量効果が不十分であるとするのは不当であり、より説得力のあるデータの整備が必要である。	1	容器包装廃棄物の排出量のデータについては、今後とも充実を図っていくことが必要と考えます。
マテリアル優先の基本理念が最終処分場の逼迫の改善策に反映されておらず、又、リサイクルコストが高騰しマテリアルのリサイクル率が低い現状に対し策を講じられたい。	1	マテリアルリサイクルについては、標準コストの活用や分別基準の徹底等その効率化や質の向上に向けて対策を講じることとしています。

基本的な考え方

1 現行の容器包装リサイクル法の成果

事業者自らの責任において回収・再利用・再活用を行い、達成リサイクル率を設定し、それ以下の場合には容器預かり金(デポジット)制度を適用する等、生産者と排出者である消費者の責任を明確にすべきである。	1	本最終取りまとめ案では、消費者、市町村、事業者それぞれが今後果たすべき役割について検討し、提言を行いました。
再商品化手法の紹介の中に、最新動向として、これまで困難とされてきた一般廃プラスチックを元の石油に戻すリサイクル(廃プラ 油化 石油製油所の原油; フィードストックリサイクル)技術について記述願いたい。	2	本最終取りまとめ案において、特定の技術の紹介を行うことは適当ではないと考えます。
「国民による容器包装廃棄物の分別排出…」の「容器包装廃棄物」という表現を「資源循環型社会の構築」の観点から文中全て「容器包装物」にして頂きたい。	1	「容器包装廃棄物」とは、現行法での用語を用いているものです。

2 現行の容器包装リサイクル制度の課題

現行の容器包装リサイクル法に事業者の「拡大生産者責任」がきちんと盛り込まれていなかったことを指摘し、法改正にあたっては、その徹底をはかることを明記すべきである。	1	今回の容器包装リサイクル制度の見直しに関する審議においては、拡大生産者責任の考え方に関しても検討を行いました。
現行の容器包装リサイクル法では、拡大生産者責任が取り入れられておらず、回収へのインセンティブが働いていない。廃棄物の収集および処理の費用は、生産者が支払うべきである。	1	現行法においても、事業者による再商品化の義務が課せられており、この点で拡大生産者責任の考え方が取り入れられていると考えます。
容器包装は、供給者・需要者の様々な要因により規定されるので、外形のみを見て発生抑制が不十分との指摘は適切とは考えない。	2	一般廃棄物の総排出量が横ばいとなっている中で容器包装廃棄物が占める割合は減少傾向にないため、発生抑制は十分ではないと考えます。
消費者のリサイクルに関する意識が今ひとつ盛り上がらない原因の半分は国や地方自治体にあるとよい。	1	今後とも国や地方公共団体による普及啓発・環境教育は重要と考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	「減少傾向になく」「必ずしも十分な減量効果が現れていない」など、事実を曖昧にする言い回しはするべきではない。	1	この表現は、容器包装廃棄物の排出量の現状を踏まえた適切なものであると考えます。
	排出者である消費者の責任としては、処理費用としての容器預かり金(デポジット)制度の採用である。現状のような市町村の税負担での回収では、排出者責任の認識が薄くなる。	1	デポジット制度については、の1(4)で検討を行いました。
	「廃プラスチックの海外への流出量の増大」こそ、大きな課題であり、「廃ペットボトルの海外への流出量の増大」はその一部である認識が必要である。	1	容器包装廃棄物の輸出をめぐる問題のうち、国内のリサイクル産業が危機に直面している容器包装の種類として、特に廃ペットボトルを取り上げています。
	国内のリサイクル産業のうち、高品質で汎用性のあるフレック等を作る企業が、低品質で輸出用のものを作る企業との競争で苦戦し、産業全体の危機ではなく、主体の交代が起きているという面はないか。	1	御意見のような事例も含め、国内のリサイクル産業の状況については情報収集に努めることが必要と考えます。
	高コストの分別はするべきではない。燃えるものは燃やし、焼却灰は重金属などを高度分離できる高温還元溶融炉でセラミックパウダーなどし、セラミックパウダーは海洋浮遊藻類培養担体として利用する。	1	本最終取りまとめ案において、特定の技術の紹介を行うことは適当ではないと考えます。

3 容器包装リサイクル法の見直しの基本的方向

	冒頭に「次世代に良好な環境と社会が持続するに足る天然資源を引継ぐためにこそ、3Rを通じた循環型社会の構築が求められており、容リ法を担う各主体は改めてこの出発点を深く認識すべきである」との一文を加えるべきである。	12	御意見を踏まえ、の3の冒頭を以下のような記述とします。 「...環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を更に推進することにより、資源の持続可能な利用を図るとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため...」
	環境保全の観点でなく経済性優先の考え方が先にたつ傾向がある。循環型社会構築するという出発点を深く認識すべきだ。	3	本最終取りまとめ案では、「循環型社会の構築」を更に推進するという観点から具体的な施策について提言を行っています。
	環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築は重要な視点であり、再商品化物や回収エネルギーの利用され方を含めて総合的に評価すべきである。	5	循環型社会の構築は総合的に推進することが必要と考えます。
	容リ法に基づき住民が分別排出したペットボトルの半分が海外に輸出され、どうしようもない玩具類となり輸入されて来るのを見ると何とも腹立たしい限り。国内で資源循環する政治手法が必要。	1	本最終取りまとめ案では、の4(2)で容器包装廃棄物の輸出の位置付けについて検討を行いました。
	3Rのうち、発生抑制(リデュース)に最大の努力を傾注すべき。発生抑制によりリサイクルやリユースする量もおのずと減少することは明らかである。	1	発生抑制が優先されるべきとの考え方については、「循環型社会形成推進基本法に規定された基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進する」と記述しているところです。
	国内のリサイクル産業の健全な発展のため、貴重な国内循環資源が、国内に新たに育った動脈産業への循環システムとしてのリサイクル産業で資源として有効に利用される制度設計を強く要望する。	3	本最終取りまとめ案でも、見直しの基本的方向として、御意見のように「リサイクルについては、国内のリサイクル産業の健全な発展を視野に入れて、効率的・効果的な推進を図る」としているところです。
	基本法は、3Rの優先順位を技術的・経済的に可能な場合を前提とし、かつ環境負荷の低減に有効でない場合にはこれによらないことを定めているので、優先順位の堅持は違法であるか、少なくとも法の趣旨に反する。	1	循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持するとした場合に、同法の定めるところによることは当然と考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	標題を「社会全体のコストの公平な負担と効率化」と改め、結びの「社会全体のコストを可能な限り効率化させる」を次ぎのように修正することを求める。	1	この箇所は、現行制度の課題を踏まえての見直しの基本的方向を示しており、最終取りまとめ案の記述が適切と考えます。
	社会全体のコスト効率化は必要だが、環境負荷低減とのバランス論で議論されるべきで、必ずしもコスト追求では、相対的に環境負荷・リサイクルは進まないで、全体論での議論が必要。	3	御意見の趣旨については、「循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ」と言及しているところです。

容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

1 発生抑制及び再使用の推進

< 全般的な御意見 >

市町村と消費者に、強い負担を強いておきながら、事業者は「自主的取組み」といった発生抑制策は、あまりにも公平性を欠く、非常識な案だ。	6	
自治体と消費者には大きな負担を求めながら、排出者のおおもとである事業者には「自主的取組みによる発生抑制」などという不公平で生ぬるい方針では、ゴミは根本的には減らない。	1	容器包装廃棄物の発生抑制・再使用の更なる推進を図るためには、それぞれの主体が自らの取組を充実させるとともに、主体の枠を越えた連携を深めることが重要であると考えます。
事業者の発生抑制を最優先と位置づけ、自治体の関与を最小限に限る。	1	
事業者は、軽量化・薄肉化された容器包装の製造・利用を推進するべきとしているが、容器には内容物の保護、安全性の確保という大切な役目がある。軽量化も容器の機能を損なわない範囲で行うことを理解していただきたい。	1	再商品化に適した容器包装の設計及び素材選択について、「内容物の品質保持等の観点からどうしても複合素材を使う必要がある容器包装があること、素材の組合せや各素材の比率により分別排出や再商品化の容易性が様々であること等の課題が多く、更に検討を進める必要があると考えられる。」と記述しています。
廃棄物の3Rの優先ある施策を国の責任で行うべきである。事業者の拡大生産者責任を明確にし、実施することで、廃棄物の海外への輸出問題をはじめとするさまざまな問題が解決される。	1	国の役割については、市町村が容器包装廃棄物の分別収集・選別保管業務を実施するに際し、容器包装リサイクル制度という全国的な制度の統一的な運用が適切に図られるよう、必要に応じて指針等を示すことが必要であること、また、分別収集・選別保管業務の効率化について市町村が自らの努力により推進するに当たり、先進的な処理を行っている市町村の取組の優良事例について広く情報提供を行うことが必要であること等提言しています。
根本的な発生抑制には、商品に容器の処理費用を上乗せし、環境負荷の情報を添付して、購入する消費者が判断して負担するシステムにするのが良い。	1	本最終取りまとめ案では、拡大生産者責任の徹底等の観点から見直しを行うことによって、容器包装のリサイクルに係るコストが適切に商品価格に内部化されること等により消費者の発生抑制に向けた行動が促進されるのではないかと意見があった旨記述しています。
過剰な容器包装の「過剰な」を削除すべきである。	1	
容器包装リサイクル制度の実効性確保のために「主体的に取組まなければ為らない」とする。	1	原文の記述は適切なものと考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	容器包装の少ない商品を選ぼうとしても、選ぶべき商品がなく、むしろ選択の自由を奪われている実態を文言に加えるべきである。	1	全体の文脈から適切に書き加えることは困難だと考えます。
(1)「循環型社会形成推進地域計画」・「市町村分別収集計画」に基づく発生抑制及び再使用の推進			
	結果を公表することについて「望ましい」とか「必要である」ではなく、「公表すべきである」とすべき。	2	各市町村が市町村分別収集計画を公表し、住民の関心を高めることが必要であると提言しており、これにより市民や事業者との協働が促されるものと考えます。
	業務・庁舎等での使用を求めているリターナブル容器の商品例や、どこで使うのか、使用場所例を具体的に示すべきである。	1	地方自治体や事業者によるリターナブル容器の導入事例を収集し、その効果の検証を行うとともに、先進的な取組を広く紹介することにより全国的な展開を図っていくことが必要と考えており、その旨提言しています。
	事業者の取組の消費者・自治体への情報提供・情報公開、地域計画への事業者の積極的な協力が担保される必要がある。また、国全体での容器包装の削減計画の策定が不可欠である。	1	全国展開している事業者が各市町村の計画に協力することを法的に担保することは困難と考えます。 国として容器包装廃棄物の排出量の削減目標を設定することは、長期的に慎重に検討すべき課題であると考えます。
(2)家庭ごみの有料化を活用した発生抑制の推進			
	家庭ごみの有料化に併せて、容器包装廃棄物を有料化することに反対である。	16	容器包装廃棄物の有料化については、各市町村が、一般廃棄物の有料化を検討する中で、住民の分別排出に対する意識、実施されている分別収集の方法等を勘案して工夫をする必要があると考えます。
	容器包装廃棄物の有料化は量の削減に効果的であるが、質の向上、回収率を高めるために、一般ごみと同一の料金にするべきではないか。	6	一般ごみと同一の料金とすると、消費者が容器包装廃棄物の分別排出を進めるインセンティブが失われることから、「分別排出の推進を図る観点からの配慮として、徴収額を他の家庭ごみよりも低い額に設定することが必要である。」としています。いずれにせよ、有料化の導入は市町村の判断によるべきものと考えます。
	容器包装廃棄物の有料化ではなく、商品価格への上乗せにより生産段階に発生抑制のインセンティブを働かせるべき。	4	容器包装のリサイクルに係るコストの製品の価格への内部化については、消費者の価格選好を通じて発生抑制に向けた行動も促進されるのではないかと意見、厳しい市場競争の下では価格転嫁は非常に難しいという意見がありました。
	家庭から排出される一般廃棄物や容器包装廃棄物の有料化については、各自治体がそれぞれの状況に応じて判断することが基本であり、このことを明確にするべきである。	2	御意見のとおりと考えており、その旨記述しています。
	「一般廃棄物処理の有料化を一層推進していくことが必要」に賛成である	2	
	消費者が容器包装廃棄物の分別排出を進めるインセンティブが失われる点にのみでなく、不法投棄の増加にも十分注意を要する。	1	
	容器包装廃棄物の有料化に賛成。分別収集の質を向上すべく一般廃棄物と同等または低価格差設定を行い、その有効性(効率性、異物混入量等)の検証を今後とも一層進めるべきである。	1	頂いた御意見は、今後各市町村が容器包装廃棄物の有料化を検討していく際に参考とすべきと考えます。
	一般廃棄物の有料化は、分別・リサイクルといった消費者が参加できる仕組みを構築し、これが徹底され、定着した後で、導入について議論されるべきである。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>標題を「拡大生産者責任を徹底させることによる発生抑制の推進」と改めることを求める。</p>	1	<p>当該項目の提言の内容を踏まえると、原文の記述は適切なものと考えます。</p>
<p>容器包装廃棄物の排出量の確実な削減をするには、一般廃棄物の削減と同様に容器包装廃棄物も有料化すべきである。</p>	3	<p>容器包装廃棄物の有料化については、各市町村が、一般廃棄物の有料化を検討する中で、住民の分別排出に対する意識、実施されている分別収集の方法等を勘案して工夫をする必要があると考えます。</p>
<p>家庭ごみ(処分ごみ)の有料化と、分別方法の統一化を、まずは、全国的に推進すべきである。</p>	1	<p>ごみの分別方法については、基本的には各市町村が地域の特性等に応じて決めるものですが、市町村が行う廃棄物の適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、国としても一般廃棄物の標準的な分別収集区分を示すこととしています。</p>
<p>容器包装廃棄物の収集を有料化は、排出者負担の原則にも合致し、かつ発生抑制の効果が期待できるので、積極的に推進すべであるというのが審議会の大勢であったので、単に「意見がある」と記述することは誤解を招く。</p>	1	<p>有料化ではなく、商品価格に内部化されることにより消費者の発生抑制に向けた行動を促進すべきとの意見も多数寄せられていたところであり、原文の記述は適切なものと考えます。</p>
<p>剪定枝・落葉などを有料化から除外する</p>	1	<p>これについては、今回の最終取りまとめ案の内容と直接関係するものではありませんが、紹介させていただくとともに、将来の審議の参考とさせていただきます。</p>

(3) 市町村によるリターナブルびんの分別収集・選別保管の推進

<p>事業者の取組として「リターナブル容器・共通Rびん等の使用率の目標を設定し、現在のワンウェイ容器から切替えていく努力をし再使用の推進に貢献することが求められている。」と追加すべきと考える。</p>	1	<p>頂いた御意見については将来の審議の参考とさせていただきます。</p>
<p>ボトルtoボトルは、そのシステム全体としてリターナブルなシステムとなっており、このシステムを国として推奨する措置を実施する事を要望する。</p>	2	<p>ペットボトルのケミカルリサイクル(BtoB)は、マテリアルリサイクルについても高度なリサイクルが実現されていることにかんがみ、現時点ではマテリアルリサイクルと同列の再商品化手法の1つとして考えています。</p>
<p>取組み不十分は解かるが、まず排出抑制が先と考える。消費者は売っているから利用するわけで、“元”のところの栓をしめることを検討すべきと考える。</p>	2	<p>本最終取りまとめ案では発生抑制に関して、各主体が自らの取組を充実させることが重要との認識の下、市町村には普及啓発・環境教育や自らの庁舎等での対策に積極的に取り組むこと、消費者にはレジ袋の使用抑制を始めとする排出抑制を進めること、事業者には法的な枠組みの下で取組を推進することを求めており、それぞれの役割において必要な取組が進められることになると考えます。</p>
<p>自主回収認定容器以外のリターナブル容器の数量は少なく市町村の大きな負担となる危険性が高い。また、モデル事業は全ての主体が連携し、総合的に取り組むことが重要である。</p>	2	<p>頂いた御意見は、今後、モデル事業を実施していく際に参考とすべきと考えます。</p>
<p>リターナブルびんの製品が安く、ワンウェイ容器の製品が高くなる税制やデポジット制度を採用して全ての事業者、消費者が負担を分担出来る様にするべきである。</p>	1	<p>全国一律のデポジット制度の導入については、容器の収集体制について現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなり、回収率や回収コストに課題があると考えます。市町村によるリターナブルびんの分別収集・選別保管を促進するに当たっては、その実現可能性を検証するため、モデル的な事業から実施することが適当と考えます。税制については、将来の審議の参考とさせていただきます。</p>
<p>まず基本の小売店を中心とした回収がうまく機能するようにするべきである。</p>	1	<p>リターナブルびんについては、現在、小売店を中心に回収されていることから、これを基本としつつ、補完的な措置として、市町村によるリターナブルびんの分別収集・選別保管の促進を図ることが適当であると考えます。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
「Rマークびん」など共通規格びんを国が指定することに賛成。リターナブルびんの分別収集量に応じた経済的インセンティブを市町村に与えることに賛成。	19	
リターナブルびんを市町村が分別収集・選別保管することはコストがかかりすぎる。今回の市町村の負担増が問題となっている議論に逆行する提案であり削除するべきである。	1	市町村が、一般のガラスびんと区別してリターナブルびんを分別収集・選別保管することを促進するためには、「Rマークびん」等の共通規格びんを国が指定し、リターナブルびんについての分別区分を設けることが有効と考えます。市町村の役割は補完的なものであり、実現可能性を検証するため、モデル的な事業から実施することが適切と考えます。
リターナブルびんを分別基準適合物として位置づけることにより、市町村による回収は混合収集ではなく、素材別に分別収集をすることに統一すべきである。	1	
ガラス容器廃棄物の再使用促進のために一般ガラスびん類容器の規格統一化することを目的とする内容を法案に挿入する。	1	
リターナブルびんの普及は市町村の介入無しに進めるべきである。事業者サイドで、生産、流通、販売、回収のシステムが作られるように推進することは可能であり、その方が効率的である。	1	
税金を使って市町村がリターナブルびんを分別回収・選別保管を行うことは社会的不合理である。びんは容器包装リサイクル法から外し、市場経済に任せるべき。	1	市町村の役割は補完的なものと考えます。実現可能性を検証するため、モデル的な事業から実施することが適切と考えます。容器であるびんの取扱いは適切なものと考えます。
リターナブル容器の普及とデポジット制導入のために「Rマークびん」等の共通規格びんを国が指定するだけでなく、事業者への使用の義務付けをすべきである。	1	リターナブルびんを使用するだけでは不十分であり、回収、再使用されてはじめて発生抑制につながるため、事業者の使用義務付けを行うことよりも、その回収、再使用について実現可能性を検証するため、モデル的な事業から実施することが適切と考えます。
酒屋さん等で回収できる容器と回収できないで家庭ごみで処理する容器が消費者にわかるようにラベル等を貼る。	1	実施可能性の観点から「Rマークびん」等の共通規格びんを国が指定することが有効と考えます。
リターナブルびんの普及には、ストックスペースの確保等の解決のための助成をし、ビン価格を今より高く設定して、小売店に戻す行動を高めるのが必要である。	1	全国一律のデポジット制度の導入については、容器の収集体制について現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなり、回収率や回収コストに課題があると考えます。
リターナブル容器の回収は、デポジット制度等を活用した事業者回収システムを構築していくべきです。	1	全国一律のデポジット制度の導入については、容器の収集体制について現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなり、回収率や回収コストに課題があると考えます。市町村によるリターナブルびんの分別収集・選別保管を促進するに当たっては、その実現可能性を検証するため、モデル的な事業から実施することが適切と考えます。
関係事業者の育成・支援を強化し、事業者の店頭回収ルートの整備を図るべきである。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	カレット化している自治体に対してはリターナブル瓶を販売店へ戻すよう、国が指導するべきだ。デポジット価格を高く設定し、リターナブル瓶を使用している企業に、補助金を出すべきである。	1	市町村が、一般のガラスびんと区別してリターナブルびんを分別収集・選別保管することを促進するためには、「Rマークびん」等の共通規格びんを国が指定し、リターナブルびんに関しての分別区分を設けることが有効と考えます。全国一律のデポジット制度の導入については、容器の収集体制について現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなり、回収率や回収コストに課題があると考えます。現行制度においても、特定事業者が自主的にリターナブル容器の回収を行う場合に、その回収の方法が一定の回収率を達成するために適切なものとして主務大臣の認定を受けたものについては、たとえその容器包装の一部が市町村に排出されたとしても当該特定事業者は負担を負わないこととなることから、このような取組に対するインセンティブとなるものと考えます。
(4) 公的施設等におけるリターナブル容器の導入促進等			
	イベント会場や庁舎などでリユースカップを導入する前提として、誰がどこで洗うのか、カップ等の衛生管理が重要になることから、保健所(厚労省)の理解が必要であることを明記するべきだ。	1	課題もあるものの、容器包装廃棄物の再使用の推進、散乱容器問題の解決、体験学習効果等、一定の効果が期待されると提言しています。御意見は、今後、実際に実施していく際に参考にすべき事項と考えます。
	拡大生産者責任と連動したリターナブル容器の導入施策の強化・推進を図る。デポジット施策の導入のメリットとデメリットを挙げ、地域において推進すべきである。	2	地方自治体や事業者によるリターナブル容器の導入事例を収集し、その効果の検証を行うとともに、先進的な取組を広く紹介することにより全国的な展開を図っていくことが必要と考えており、その旨提言しています。
	国及び地方公共団体の公的施設等においてリターナブル容器を率先して導入することに賛同する。教育的見地からも学校、また病院での導入も考えていただきたい。	1	
	ワンウェイ容器をやめ、リターナブル容器の積極活用を願う。公共施設等での率先活用は、使い捨てのライフスタイル見直しや環境問題への意識向上、生きた環境学習の場になる。	1	地方自治体や事業者によるリターナブル容器の導入事例を収集し、その効果の検証を行うとともに、先進的な取組を広く紹介することにより全国的な展開を図っていくことが必要と考えます。課題もあるものの、容器包装廃棄物の再使用の推進、散乱容器問題の解決、体験学習効果等、一定の効果が期待されると提言しています。
	大型施設やイベント会場でのリターナブル容器の導入促進やデポジットシステムの活用に賛成する。	1	
(5) レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策			
	「それぞれの事業者が、地元の自治体や住民と協議して、リサイクル等の循環対策や…」を挿入していただきたい。	1	御意見を踏まえ、9頁の の1(5)の23行目を以下のような記述とします。 「..国民運動の展開を図るとともに、小売業者と地元の市町村や消費者団体等との連携を深めることにより推進していく…」
	「レジ袋」と単に表現されているが、種類、形状、使用形態等は種々複雑である。今後、自主的な行動計画にまかせるにしろ、範囲を明確にすべき。	1	今後、関係省庁において法的措置の内容が検討される中で明らかにされるべきものと考えます。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
百貨店で使用している紙製手提袋はスーパーで使用しているプラ製レジ袋とは袋そのものに対する役割が違うため同一の視点で有料化すべきではない。	20	小売店における無料配布の抑制のための法的措置の対象としては、袋の種類としては、いわゆるレジ袋だけでなく、同様の機能を有するプラスチック製又は紙製の手提げ袋等も対象として検討すべきと考えます。また、公平性の観点から、利用する業態としては、スーパーマーケットのほか、コンビニエンスストア、百貨店等を含めました。ただし、具体的に対象を検討するに当たっては、それぞれの小売業の業態や個々の袋等の機能について、十分に勘案することが必要であり、その旨を9頁の の1(5)の17行目に加えます。
レジ袋・紙製手提袋についてだけの議論が特化されてしまうのはおかしいし、レジ袋と紙製手提袋の目的・役割は大きく異なるものがある。利用する業態の例の挙げ方にも問題がある。	1	
紙製手提げ袋が対象とされているが、紙製手提げ袋の特性、利用実態、効用等について十分な議論がされないまま最終取りまとめがなされたことは、きわめて残念である。	2	
無料配布の禁止に関する法的措置を今後どのように構築し、レジ袋を利用する全ての事業者にどのように徹底させていくのか具体的で実効性のある仕組みづくりを行っていただきたい。	1	法的措置の具体的な内容については、実効性の確保を旨としつつ、関係省庁において法制的な観点も含め妥当な方策を検討すべきと考えます。レジ袋等有料化された場合においても、レジ袋等の製造・利用事業者によりレジ袋等のリサイクルが引き続き確実に実施されるよう、容器包装リサイクル法の対象とする等の措置を講ずることが必要と考えます。
発生抑制の実効性を確保するためにはレジ袋有料化の法制化が必要と考えます。法制化できないのであれば、同様の効果が上がるように強い法的措置が必要です。	2	
無料で配布されている容器包装を広く対象とし、実効性ある法的措置や制度設計が必要である。また、有償販売となっても引き続き、分別収集・リサイクルができるようにする必要があります。	1	
小売店における無料配布の抑制の為の法的措置の実行手段として有料指定レジ袋制度を提案する。この制度はレジ袋の有料化のみならず、家庭ごみと容器包装廃棄物の有料化を同時併行して実施できるものである。	1	
「無料配布抑制の法的措置 = レジ袋の有料化」と限らないで頂きたい。有料化する場合の価格設定のあり方について示して頂きたい。	1	
有料化と配布制限は緩やかなものにしてもらいたい。	1	
有料化されたレジ袋は、是非、引き続き、容器包装リサイクル法の対象としてほしい。	2	
小売店における無料配布の抑制のための法的措置を講ずること...とあるが有料化の法制化を検討していただきたい。	1	
レジ袋は資源、エネルギー、生物への影響、ごみ問題等々どの方向からも無益と思う。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
「無料配布の抑制のための法的措置を講ずることにより」を削除すべき	1	レジ袋等は、プラスチック製容器包装全体の中で大きな割合を占めており、レジ袋等の安易な配布・使用を抑制し、消費者による買物袋の持参を促進するため、レジ袋等について小売店における無料配布の抑制のための法的措置を講ずることが必要と考えます。ただし、この措置の具体的な内容については、関係省庁において、実効性の確保を旨としつつ法制的な観点も含め妥当な方策を検討することが適当です。
レジ袋の有料化について反対します。	6	
レジ袋の有料化をそれぞれ業界の事情に合わせて独自にかつ主体的に有料化に取り組むことは望ましい。有料化を法的措置で一方向的に押さえることは、根本的な問題解決には繋がらない。	2	
自主的有料化の義務化と削減状況の報告義務の確立と継続を願う。なお、拡大生産者責任が不十分であるので5年後の見直しではぜひこれを重点に願いたい。	1	
レジ袋の有料化を全国一斉、すべての販売店〔百貨店、ドラッグストア、洋品店〕で実施する法律を作るべきだ。営業の自由、法制度に問題があるなら、裁判にかけて審判を仰ぐべきだ。	1	
レジ袋同様、他の容器についても費用を求めるほうが現実的ではないか。	1	
有料化により小売店に提供された資金の拠出先の一つとして、「容器包装の店頭回収」を検討する。	1	レジ袋等が有料化された場合においても、レジ袋等の製造・利用事業者によりレジ袋等のリサイクルが引き続き確実に実施されるよう、容器包装リサイクル法の対象とする等の措置を講ずることが必要と考えます。また、レジ袋等の有料化による資金については小売店に提供されたものでありますが、循環型社会の構築に向けた消費者の負担の社会への還元という観点から、それぞれの事業者が環境対策へ充当することが適当と考えます。
レジ袋減量のための有料化に賛成するが、有料レジ袋も容り法の対象に位置付け、その販売金は3R推進のための公的資金とすべきだ。	9	
レジ袋売上げは公的な3R推進資金すること。また、レジ袋無料配布中止が徹底できなければ「レジ袋税の導入を行う」の付帯事項をつけるべきである。	4	
有料化で小売店が得た資金は、小売店の判断で商品価格の引き下げや商品の質向上に反映されるのが自然である。小売店への課税とも見える用途の限定はすべきではない。	1	
小規模店を除外すると、レジ袋の削減が進まない。スーパー、百貨店、コンビニ店は、10円の有料制で公表義務を課すとしてどうか。	1	
8行目のあとにテレビの力でレジ袋有料化を毎日CMのように毎日ながし、徹底させることを付け加える。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
ゴミ袋、レジ袋の有料化に際してゴミ袋、レジ袋の品質、大きさ等のJIS化(日本工業標準規格)するべきだ。	1	頂いた御意見は、将来の審議の参考とさせていただきます。
ごみ袋も併せて法の対象物にはならないのか？	1	ごみ袋は「商品の容器及び包装」に該当しないため、法の対象にはならないものと考えます。
すべての容器包装に値段を明示することで、容器包装をすべて有料にし、リユース、リターナブル化への誘導。	1	頂いた御意見は、将来の審議の参考とさせていただきます。
レジ袋、紙袋を、ゴミ袋として使えるように、地方自治体に勧めてもらいたい。最近では、透明にしたり、有害ガスを発生しない素材にしてゴミ袋に適するように工夫してあるものが多い。	1	レジ袋等のごみ袋としての取扱いについては、各市町村の実情に応じて決められているものと考えます。
レジ袋だけでなく全てのプラスチック製容器包装材について、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、生産から消費までの受益者で応分の負担をする制度に変更すべきである。	1	ここでは、レジ袋等に係る発生抑制対策について提言を行いました。
レジ袋だけに矮小化されてしまったのは残念。	1	プラスチック製容器包装全体の中で大きな割合を占めている等の理由から、レジ袋等について使用抑制を行うことは有効と考えます。
レジ袋の有料化は分別排出が徹底・定着した後に導入するべきで、まずは分別排出・リサイクルの仕組みづくりを優先すべきである。	1	分別排出の徹底も重要ですが、同時に発生抑制を進めていくことが必要と考えます。
レジ袋は有料にしても減らないのでは？	2	現在既にレジ袋の有料化を導入している小売店においては、レジ袋の使用量の削減効果が見られています。
レジ袋や紙袋についてはその値段を開示して、要らないという消費者に対しては、その値段を値引くかポイント制度を作って大幅に還元するなどインセンティブが働くようにしてほしい。	1	レジ袋等の使用抑制のためには、御意見のとおりインセンティブが働くことが重要と考えます。
レジ袋を削減するためには、実施有料化を法制化すべきと考える。また、自主協定は、協定地域をどの程度とするのか、また地域ごとの考え方の差が出た場合には実施が益々遅れる原因となる。	1	自主協定の締結は、地域の取組として一層のレジ袋等の発生抑制を図る際の手法の例として示しています。
レジ袋等の発生抑制は、「最終取りまとめ」にある「家庭ごみの有料化を活用した発生抑制の推進」に沿って実施されることが適切。	1	発生抑制対策としては、家庭ごみの有料化を活用することも考えられます。
レジ袋等を扱う特定事業者及び製造事業者には、取扱量の報告を義務付け、排出抑制の効果を検証すべきである。	1	の1(6)では、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告の仕組みについて提言しています。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
レジ袋を形状か、小売店で持ち帰る袋かで判断するのを行政が決めることが先である。マイバッグを推進しても各小売店では、丈夫な素材の袋を購入量・金額に合わせて配布する等でマイバッグが過剰となる。	1	今後、関係省庁において法的措置の内容が検討される中で検討されるべきものと考えます。
買物袋持参を呼びかける意識啓発手法は、あるレベルで伸び悩む状況を鑑みると、全国展開されているマイバック運動に、これ以上の大きな成果を求められない。容り法改正をレジ袋有料化のチャンスと捉えたい。	1	御意見のとおりと考えており、その旨記述しています。
有料化されたレジ袋は、正式にゴミ袋として使えるようにすべきである。	1	レジ袋等のごみ袋としての取扱いについては、各市町村の実情に応じて決められているものと考えます。
コンビニの過剰サービス、コンビニから放出される使われていないストロー、袋が捨てられている。	1	今回の最終取りまとめ案に対する御意見ではありませんが、紹介させていただきます。
デパートも過剰包装がサービスと勘違いしているのでは？	1	
(6) 発生抑制等に係る指針の策定や達成状況の報告等による事業者の自主的取組の促進		
各事業者の進捗の差を認めながら全体の底上げを図ることに疑問を感じる。	1	御意見の趣旨が不明確ではありますが、各事業者の進捗の差を認めながら全体の底上げを図ることが、現制度の課題を解決するための一方策として有効であると考えます。
「事業者の自主的な取組み」の効果の検証を国の施策として行い、5年間の検証の結果、自主的取組みに効果が見られなければ、「拡大生産者責任の徹底を図る」ことを、法律の付帯事項としてつけること。	3	容器包装リサイクル制度の更なる発展を図るためには、適時適切な見直しを行っていくことが必要と考えており、「当面、今回の見直し後の制度の施行後5年を目途に、その実施状況を踏まえた見直しを行うことが適切である」と提言しています。
「発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対するの勧告・公表・命令等の措置を講ずることが有効である。」とあるが、中小零細企業中心の業界では現実問題対応困難なこと理解すべきである。	1	事業者の自主的取組の促進については、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要であり、そのためには法的な枠組みの下でその促進を図ることが必要であると考えます。また、自主的取組のうち、発生抑制・再使用の促進のため特に有効かつ先進的な製品やサービス等について、優良性の認定等の優遇措置を講ずることにより、一層の自主的取組を促すことが重要であると考えます。
「法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である」とありますが、事業者の排出抑制取組みについては、法的な枠を課さないで各事業者の自主的な取組みに任せるべきである。	1	
10ページの「…法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。」について法的規制等により自主的取組を促進することは困難ではないかと思う。	1	
「事業者の自主的取組の促進」のみに頼ってはいは、発生抑制等への実効性を欠くことを明記すべきである。	1	
パン製品のプラスチック製容器包装は、食品安全や品質保持面を考慮したうえで、これまでに限界まで減量化、単一素材化を進めてきており、こうした企業の自発的取組みに対する法規制は適当でない。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
拡大生産者責任の徹底の観点から、事業者の発生抑制の取組について、義務付けを課すことが必要である。	1	事業者の自主的取組の促進については、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要であり、そのためには法的な枠組みの下でその促進を図ることが必要であると考えます。また、自主的取組のうち、発生抑制・再使用の促進のため特に有効かつ先進的な製品やサービス等について、優良性の認定等の優遇措置を講ずることにより、一層の自主的取組を促すことが重要であると考えます。
事業者の自主行動計画の取組みは、事業者自らが創意工夫して進めるべきであり、法的規制は阻害要因となるおそれがある。	6	
自主的取組みとしながら、一定の強制力を有するようなアメとムチを併存させることは不適切である。	2	
製パン業界では安全確保、品質保持に配慮しつつ包装の薄肉化、簡素化、単一素材化に努力しており、こうした企業の自発的な取組みに対し法規制するのは適当でない。	1	
発生抑制に関しても、実状に応じた3Rの推進をするための、事業者の「自主的行動計画」の策定と実施を尊重して、法律的な規制はするべきでない	1	
発生抑制等を推進させるには、事業者の自主的取組みの実効性を確保することが必要と考える。	1	
法的枠組みによって“事業者が漏れなく取組みに参加することを担保する”ことに反対である。	1	
容器包装の使用量の削減は絶対に必要であるが、包装自体の見直しも必要であるが、商品の構成そのものを見直すことによって容器包装の使用量削減を実現する方策も検討すべきである。	1	
廃棄方法を事業者はラベルに明記すべき。 ペットボトル以外のフタと包装ラベルは分別して出すことを明記すべき。 カップ入りインスタント食品容器の油は洗剤を使わないと落ちない。	1	
事業者の自主的取組は3Rで取り組むべき 全ての事業者が取組むという国の指針が必要 取組の内容については規制ではなく、事業者の柔軟かつ効率的取組を促進すべき	1	
国は施策として、「事業者の自主的な取組み」の効果検証を行なうこと。5年間の検証の結果として、十分な効果が無ければ、「欧米並みの拡大生産者責任を徹底する」ことを法律の付帯条項に付けておく。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
事業者が、3Rを推進するための自主的取組をすることには賛成ですが、自主的行動のみで、分別収集・選別保管の費用負担の責任が免れるものではない。	5	発生抑制等の推進を図る上で事業者の役割は重要であり、軽量化・薄肉化された容器包装の製造・利用や、過剰な容器包装の使用抑制等の自主的な取組を促進することが必要と考えます。なお、このような発生抑制等に係る事業者の自主的な取組は、分別収集・選別保管の費用負担の責任にかかわらず推進されるべきものと考えます。
事業者のみが自主取組だけでよいということ是不公平であり、事業者は再商品化費用だけでなく、市町村が税金で行うごみ処理費用の一部を負担すべきではないか。	1	
事業者の自主的取組の策定にあたっては、リターナブル容器及び各業界において1～2種類の共通Rびん(規格統一びん)の数値目標を掲げ、計画実施について検証する委員会等の担保をつけるべきである。	1	今後関係省庁において指針等の内容を具体的に検討する際に参考とすべきと考えます。
事業者の自主的取組をより促進するための措置としては「規制」を用いるのではなく、事業者が創意工夫を発揮できるよう、柔軟な措置とすべきです。	2	事業者の自主的取組の促進については、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要であり、そのためには法的な枠組みの下でその促進を図ることが必要であると考えます。
事業者の取り組みに対して自主的な取組みだけに任せるのではなく、法的な枠組み、経済的インセンティブを活用する方法をとるべきである	1	事業者の自主的取組の促進については、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要であり、そのためには法的な枠組みの下でその促進を図ることが必要であると考えます。
事業者の報告だけでなく、国又は事業者自らが公表し、消費者が製品等の選択をする際の判断材料となるようにすべきである。	1	今後関係省庁において指針等の内容を具体的に検討する際に参考とすべきと考えます。
全ての事業者が取組みに参加するよう、法の枠組みに位置づけ、削減目標の設定や取組みの不十分な事業者への指導権限を設けるなど、実効性が担保できる制度とすることが必要である。	1	御意見のとおりと考え、その旨記述しています。
措置を講ずることが有効であるの「有効」を「必要」に変更した方がいい。	1	御意見を踏まえ、修文します。
豆腐業界では、安全性を確保することが、容器包装の発生抑制の観点からは逆行する結果になっている。発生抑制に不十分な事業者に対する勧告等の措置については業界の特殊事情もご理解戴きたい。	1	指針の策定等に当たっては、それぞれの業界の事情を十分勘案すべきだと考えます。
中小零細企業が主体の業界としては、容器包装の単一素材化、減量化を提唱しているが、自社での開発が進んでいないのが現状であるため、国と業界で研究開発を推進するべきである。	1	環境省においては、「廃棄物処理等科学研究費」等により研究開発を支援しています。
容器包装使用量の報告は個別事業者ではなく業界団体毎に行うべきである。また取組に対して法的措置を講ずることには反対である。	1	達成状況の報告については、これが各業界の自主的取組を促進するための措置であることから、事業者毎の報告とすることが適切であると考えます。
容器包装廃棄物の発生抑制等に事業者が自主的に取り組むことは極めて重要で、その際、個々の業種・製品等の実態を踏まえ、事業者の取組における柔軟性を確保することが肝要である。	1	本最終取りまとめ案では、国が示す容器包装廃棄物の発生抑制等の促進に沿って、事業者が自主的な取組を進める仕組みを提言しています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(7) 特定事業者の自主的取組に係る優遇措置の創設			
	3Rに配慮した容器包装の周知を、環境ラベルの活用とリンクして実施し、環境ラベルの認証取得は、回収に協力している消費者を始めリサイクルシステム全体が寄与していることを周知することが必要である。	1	環境ラベルの活用については、特定事業者の自主的取組に係る優遇措置の創設に関する記述中「優良な自主的取組を他へ波及させるためには、基準に適合した事業者や製品について、証明書・適合標章の交付や表彰を行うとともに、関係省庁、関係機関等のホームページ等を活用し広く周知すること等が必要である。」に含まれています。
	特定事業者の自主的取組に係る優遇措置については、リターンブル容器も含めるべきであり、その取組への経済的なインセンティブを導入すべきです。	6	本項で記述している優遇措置以外に、現行制度においても、例えば特定事業者が自主的にリターンブル容器の回収を行う場合に、その回収の方法が一定の回収率を達成するために適切なものとして主務大臣の認定を受けたものについては、たとえその容器包装の一部が市町村に排出されたとしても特定事業者は負担を負わないこととなるなど、このような取組に対するインセンティブとなる措置があります。
	効率的なリサイクル制度の確立に向けて、新たなリサイクル手法の研究・開発や、リサイクル技術の高度化に向けた事業者への経済的支援を実施し、リサイクル費用を低減するための取組を強化する。	1	
	再使用可能な容器を使用する事業者を支援する制度を導入することが必要である。	1	
	認定を行うだけでなく、税の優遇処置や補助金なども設けるべきである。認定や表彰だけでは有効なインセンティブにはならないと思う。	1	
(8) 事業者における自主協定締結の推進			
	事業者が地方公共団体、国と自主協定を締結することにより、使い捨て容器の使用を削減しリユース容器の使用へと転換を促すことに賛成する。	1	御意見のとおりと考えており、その旨記述しています。
	自主的取組みの促進に関しては、事業者の自主性や創意工夫を尊重すべきである。	1	頂いた御意見は今後自主協定等を進めていく際に参考にすべきと考えます。
(9) その他検討した課題			
	リサイクルよりも発生抑制・再使用(リユース)を優先する具体策として、リターンブルびんの自主回収認定基準の段階的、柔軟な運用を求める。	2	事業者の自主回収認定に係る要件の柔軟な運用については、特定事業者に回収されない容器包装廃棄物の再商品化に関する負担は市町村が負うことになることも留意し、特定事業者による自主回収の促進に効果があると確実に見込める場合に実施すべきと考えます。

2 分別収集・選別保管の在り方

(1) 各主体の役割分担

< 全般的な御意見 >

拡大生産者責任に基く事業者の役割強化等が必要で、そのための検証と、容器包装廃棄物を減量化するための論議を深める事が必要と考える。	1	本最終取りまとめ案に到る審議においては、事業者の役割、容器包装廃棄物の発生抑制等について検討を行いました。
現在、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管を膨大なコストをかけて市町村が行っていることや、拡大生産者責任の徹底より、見直しをおこなうべきとする意見に賛成する。	2	本最終取りまとめ案では、「膨大なコストをかけて市町村が分別収集を行っていることや、拡大生産者責任の徹底等の観点から、見直しを行うべきではないかとの意見」があった旨を記述しています。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
消費者の役割		
消費者の果す役割が大きく、質の高い再使用の推進を計るため容器包装廃棄物の分別、洗浄等を一層徹底すべき等、消費者にばかり負担を強いる内容に反対する。	2	容器包装の3Rの推進を図るためには、消費者だけではなく、市町村、事業者それぞれ果たすべき役割があると考えており、その旨記述しているところです。
消費者だけではなく、汚れの付着しにくい容器包装の開発・採用など、事業者の取組みを促し、消費者・事業者・市町村がともに役割を果たすことにより、質の高い再商品化の実施を目指すべきである。	1	
「消費者は容器包装廃棄物の分別、洗浄、汚れが付着したものの除去等を一層徹底すべきである。」について汚れの除去を実行することは非常に困難といわざるを得ず、現状を把握し再検討を要したい。	1	「汚れが付着したものの除去」は、消費者ができる範囲の取組として想定しています。
「市民の役割」としている「分別や洗浄の徹底」は、当然のことであり、資源循環型社会における生活のマナーであって、生活者への新たな負担の押し付けとして捉えるべきではない。	1	ここでは、容器包装廃棄物の排出段階の取組として、消費者が果たし得る役割を示したものです。
「洗浄、汚れの除去を一層徹底すべき」とのことだが、どのような場合にどう洗浄するのか示すと良い。「水質汚濁を避けるような方法で行うようにする。」などの文言の補足を求める。	1	消費者に対する洗浄の徹底等の周知の具体的内容については、今後、関係省庁において検討されるものと考えます。
ゴミを排出しておけば誰かが処理してくれるという認識を改善すべきである。	2	容器包装廃棄物を排出する立場として消費者が果たすべき役割は大きいと考えます。
汚れが付着したものの除去を徹底するということは、容器包装の3Rを推進するという法の趣旨から外れることになる恐れがある。発生者側だけに過度な負担を求めるべきでない。	1	「汚れが付着したものの除去」は、効果的・効率的な容器包装の3Rを進める上で必要な取組と考えます。
市町村による住民への「洗浄」の徹底の一層の周知を。また、洗浄が困難なものについては「一般ゴミ」とすることも検討を。	1	本最終取りまとめ案では、市町村の役割として「住民に対して洗浄の徹底について周知を行う」ことを位置付けています。
消費者は、容器包装ゴミの分別、洗浄、汚れの除去などを一層徹底すべきだ。	1	御意見については、その旨記述しているところです。
低所得層に配慮が必要である。	1	ここでは、消費者の役割についての考え方を示しているものです。
分別収集の徹底を求めているが、分別の必要のないサーマルリサイクルよりコストダウンになる見通しがなければ協力できない。その具体的な目的と、コストの正当性、見直しをはっきりさせるべきである。	1	循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、できるだけ容器包装廃棄物の原材料としての利用を図るためには、分別排出の徹底が必要と考えます。
市町村の役割		
プラスチック容器包装のリサイクルに大きな費用がかかっていると伺っているが、ペットボトルのようなリサイクルしやすいものに限って分別収集すべきである。	1	廃棄物の減量等を図るためには、コストの効率化を行いつつ、各素材についてリサイクルを進めるべきと考えます。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
汚れや分別が悪い市町村の地域又は各家庭に対し、標準の再生処理費を超過した費用を負担していただくことで、住民の意識向上と適正な費用負担が図れる。	1	消費者の意識の向上は重要と考えます。
PETボトルについては自治体の指定法人ルート離脱が加速されているが、独自ルートでどのように処理され、出来上がった製品品質や残渣の処理等のチェックが不透明であり、その厳格化が必要。	1	独自ルートで処理される場合については、市町村が自らの処理責任のもと、廃棄物処理法に基づいて適切に処理すべきものと考えます。
国が廃棄物会計基準等を示し、情報公開を進めることに賛成する。	7	国においては一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法を示す「廃棄物会計基準」の検討を進めているところであり、市町村は、こうした成果を十分に活用して、容器包装廃棄物処理コストを分析すべきと考えます。
国や容リ協회가一定の収集選別基準を明確に示し、市町村にこれを徹底させる。	1	本最終取りまとめ案では、「国は、市町村から事業者への適切な引渡しを行う観点から、分別基準を見直すことが必要」と提言しています。
市町村が、リサイクルが困難なものの収集を見合わせることは、現行制度で定められているところであり、さらに適合物の基準を厳格に運用するよう要望する。	1	
市区町村の処理責任という視点から「収集を見合わせることは困難である。	1	こうした取組を通じて、住民に対し個別に分別排出の必要性等について説明することが重要と考えます。
市町村が、処理コストの削減を図ることは、社会的コスト削減と環境負荷低減のために、当然の責務であり、経費の削減努力ならびに透明化は、是非すすめるべきである。	1	本最終取りまとめ案では、「容器包装廃棄物の処理に係る費用の透明化を強力に推し進めるとともに、当該処理を効率化するためにできる限りの努力を行う必要がある」と記述しています。
市町村に容器包装廃棄物の発生抑制を求めるのは間違い。	1	市町村においても、容器包装廃棄物の発生抑制に果たす役割は重要と考えます。
市町村は、市町村分別収集計画をしっかりと示すべきであり、それを市民に確実に示し、負担の軽減および発生抑制を図るため、ゴミ有料化及び直営事業の民間委託を計画的に行うべきである。	1	本最終取りまとめ案では、各市町村が「市町村分別収集計画」を公表することについて提言しています。ごみ有料化及び直営事業の民間委託は、各市町村において判断すべきものと考えます。
地方財政が厳しい中、環境のためと称してプラスチック容器包装のリサイクルに費用をかけるのは問題がある。	2	容器包装廃棄物の分別収集の実施については、各市町村において判断されます。
社会的コストの低減を図る上で、市町村の役割は、極めて重要。分別排出の徹底等による分別基準適合物の品質向上等に努めるほか、分別収集・選別保管に係る費用の透明化及び業務の効率化が緊要。	1	御意見の趣旨については、記述しているところです。
容器包装廃棄物処理コストを分析し、事業者はその負担を要求し、消費者にコスト高の事実を伝えながら、分別不十分なものは収集を見合わせることを含め、消費者と事業者に責任を求めることに賛成。	1	容器包装の3Rの推進を図るためには、消費者、市町村、事業者それぞれ果たすべき役割があると考えます。

御意見の概要		件数	御意見に対する考え方
	容器リサイクル法の指定法人ルートでの処理を選択した市町村は、市民への啓発活動に力を入れて適合物の基準値を上げるべきである。	1	分別基準適合物の質の向上を図ることは重要と考えます。
	もう少しゴミ収集車がくる時間を1時間でもいいからのばせないかと思っている。	1	今回の最終取りまとめ案の内容と直接関係するものではありませんが、紹介させていただきます。
事業者の役割			
	13ページの事業者の具体的な内容に追加。容器製造者は、汚れを除去しやすい容器の開発に努力し消費者をサポートする旨を追加してもらいたい。	2	事業者においても消費者による適正な分別排出の徹底を促進することは重要と考えます。
	家庭ごみ出す側の努力というが、スーパー、コンビニ、デパート等販売する側の規制をすべきだ。なぜ包装にプラスチックだらけなのか。	1	プラスチック製容器包装についても、製造・利用事業者に対して再商品化義務が課せられています。
	容器包装の簡略化・軽量化等が進んでおり、食品等商品の性格上必要な容器包装に関しては消費者の安全を確保するためにも、ある程度事業者インセンティブを与える必要がある。	1	先進的な取組については優良性の認定等の措置を講ずることが有効と考えます。
	事業者も分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすべきであり、費用の一部を事業者が負担すべきである。	1	事業者の役割としては、再商品化の合理化の程度等を勘案して市町村に資金を拠出することが適当と考えます。
	生産者が容器の発生抑制(リターナブル・詰め替え)をすることが第一である。	1	事業者が容器包装廃棄物の発生抑制に果たす役割は重要と考えます。
現在の役割分担について			
	容器・包装リサイクルに関して、欧米で採用されている拡大生産者責任の政策をより積極的に推進させることが、今後、経済的効率、社会的観点から妥当ではないかと考える。	1	今回の容器包装リサイクル制度の見直しにおいては、御意見のような趣旨の観点からの検討も行ったところであり、その旨記述しています。
	「拡大生産者責任」であることが肝要です。物を生産したときに処理までのコストを内包させることで、包装を少なくしようという動機が生まれる。	1	
	拡大生産者責任の徹底等の観点から、見直しを行うべきではないかとの意見には反対である。	1	
	現行制度の枠組みで分別回収の責任も事業者に移すべき。	1	
	現行制度の枠組みを変え、容器包装廃棄物を分別収集して、分別基準に適合した状態とするよう選別する業務も、事業者が担うべきである。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	<p>現行制度をかえる必要なしの意見は制度の見直しになじまない意見である。容器包装物の生産段階で「収集・運搬・選別・保管・処理・再生等」の費用を含め、「資源循環」を確立して欲しい。</p>	1	<p>今回の容器包装リサイクル制度の見直しにおいては、御意見のような趣旨の観点からの検討も行ったところであり、その旨記述しています。</p>
	<p>収集から再商品化までの費用負担及び物理的な分別収集・選別保管や再商品化義務の両面において、事業者の責任で行うという拡大生産者責任の徹底が最も有効であり、役割分担を考える基本となる。</p>	1	
	<p>拡大生産者責任の徹底の観点から、現行の事業者の役割を見直していただきたい。</p>	1	
	<p>現制度が十分機能している、価格転嫁ができないので消費者の購買行動を変え得ない、事業者負担を拡大しても環境配慮設計が進まない、市町村費用を事業者に付替えても効率化されない等の意見を明記すべきである。</p>	1	
	<p>拡大生産者責任の名のもとに、市町村処理責任を変更することは、絶対に許されないことである。引き続き、消費者・市町村・特定事業者・容リ協会の各々の役割を十分に果たすよう努力すべきである。</p>	1	
	<p>市町村の経費負担増は生産者責任により処理量の一部を市町村に補助させて補う。市町村の役割の変更はすべきでない。市町村責任があるから処分が適正にされており、処理責任を不明確にすれば適正処理ができなくなる。</p>	1	
	<p>市町村が廃掃法の一般廃棄物処理責任を放棄し費用負担を行わずEPR論により特定事業者に費用負担を負わすのは疑問である。各主体が取り組み方を深化させる必要がある。</p>	1	
	<p>現行制度の枠組みを変えることなく、各主体の取り組みを深化させる方向で見直しされるべきである。このことが見直しの基本的方向に合致する、各主体の在り方と考える。</p>	12	<p>今回の容器包装リサイクル制度の見直しにおいては、御意見のような趣旨の観点からの検討も行ったところであり、その旨記述しています。また、本最終取りまとめ案では、分別収集・選別保管に関して各主体が果たすべき役割について提言しています。</p>
	<p>現在の役割分担について、現行の役割分担が維持されたことは評価いたします。</p>	1	
	<p>現在の役割分担の図式は、替えるべきではない。各主体において、あらためてそれぞれの役割についての取り組み方を検討しなければならないのではないか。</p>	1	
	<p>容器包装リサイクルに係るコストを商品価格に内部化しても、現実的には消費者価格に転嫁できず、消費者の発生抑制に向けた行動は期待できない。現行の役割分担で各主体が取組を深化することが重要である。</p>	1	
	<p>容リ制度の進捗には、各主体が今の役割分担をより徹底・進化することが、最善の方法で、拡大生産者責任の徹底等を理由に、市町村費用を事業者が負担すれば、3Rの推進等が図られるとの意見には断固反対する。</p>	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
「…事業者が担っている。」までは、現状の役割が、示されているが、5行目「このような…」からは、市町村の分別収集、拡大生産者責任の徹底、消費者の発生抑制についての意見しか述べていない。	1	この項目では、現行制度における役割分担と、これに関して当審議会の議論で示された意見について整理しました。
「現行制度の枠組を変える必要はない」との意見については、審議会での委員の意見が十分に記述されておらず、「役割分担を見直すべし」との意見の記述とバランスを欠いており、丁寧に記述すべきである。	2	審議会での議論を踏まえた記述としていいます。
「再商品化の合理化の程度等を勘案して」の文言を削除し、「費用の一部を事業者が負担する」を明記するか、両論を記述すべき。	2	市町村と事業者の役割については、より効果的な容器包装廃棄物の3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体の効率化を図る観点から検討を行いました。その結果、市町村において異物の除去を徹底し分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上やコストの削減につながり得ることに着目し、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設することについて提言を行ったものです。
実証する資料(現状及び効果等)を示すべき。	1	当審議会における審議では、各種の資料を基に検討を行いました。
現行の役割分担をさらに徹底・深化するとともに、各主体が連携(拠出金制度の創設など)して進めることが最終審議会で合意されていることを明記願いたい。	1	御意見のような趣旨は、盛り込まれているものと考えます。
現行の役割分担を維持し、事業者より市町村への資金拠出制度が創設されることになるが、拠出総額及び算出基準等細部を決定する前に、事業者と十分に意見交換をした上で進めて欲しい。	5	今後、当審議会においても、見直し後の制度の実施に関し、必要に応じ審議を行いたいと考えます。
市町村の分別収集費用が膨大であるという認識には疑問がある。	1	環境省の推計によれば、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に市町村が負担しているコストは3000億円(平成15年度)でした。
事業者が市町村費用を負担する制度変更案は、発生抑制効果がないか、もしくは同効果を検証できないので、採用すべきでないというのが審議会の大勢であった旨を明記し、意見の併記に替えるべきである。	1	御指摘の意見が審議会の大勢であったという事実はないものと認識しています。
住民としては、制度が変更になると根付いてきたことが白紙の状態になりリサイクル率が落ち込むことになることから、現状制度をより深化させ、適切に分別、リサイクルができる仕組みとすることが望ましい。	1	今回の見直し後においても、分別収集・選別保管については市町村が引き続き責任を持って行うこととなります。
特定事業者は、拡大生産者責任の徹底及び分別しやすい容器包装、消費者が分別しやすい表示の掲載等を工夫するべきである。	1	分別収集・選別保管に関し事業者が果たすべき役割として、分別収集・選別保管しやすい製品の開発や、分別排出しやすい識別表示等の実施を提言しているところです。
膨大なコストをかけて市町村が分別収集を行っているのであれば、収集を民間委託したらどうか？その際、現在一般廃棄物の収集運搬を行っている業者を優先的に委託したらどうか？	1	分別収集・選別保管業務を民間業者に委託する市町村の割合は増えてきています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	企業の負担が少ないため、企業は一向に容器を減らす努力していない。受益者負担は公平な方法であり、リサイクル費用は、価格に内部化するべきである。	1	容器包装のリサイクルに係るコストの製品の価格への内部化については、消費者の価格選好を通じて発生抑制に向けた行動も促進されるのではないかと意見、厳しい市場競争の下では価格転嫁は非常に難しいという意見がありました。
	容器包装のリサイクルに係るコストが適切に商品価格に内部化され、事業者にも、消費者にも経済的インセンティブを活用させることに賛成。	1	
	リサイクルにはならないようなものまで「資源物」として山積みし、住民の苦情が出てくるようなことが各地で見られるのは耐えがたいので、不要物は「より広義」に廃棄物として捉え、適正処理を確保すべきである。	2	今回の最終取りまとめ案の内容と直接関係するものではありませんが、紹介させていただくとともに、将来の審議の参考とさせていただきます。
	リサイクル産業を育成する議論が行われているようであるが、リサイクルの名のもとに違法処分や集積を行って、大きな社会問題になっているところもあるのでこの論議は抜け道の無いよう十分検討されたい。	2	
	容器包装廃棄物を製造者等が他人に委託し広域処理の特例を適用することは、斡旋等を合法化するものであり、採算割れをするような廉価となり、不法投棄を誘発する恐れがあるため断固反対である。	1	
再商品化の合理化の程度等を勘案して事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設			
	リサイクルシステム全体の効率化には資するが、拡大生産者責任が不徹底で、発生抑制の推進には不十分である。	1	市町村と事業者の役割については、より効果的な容器包装廃棄物の3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化を図る観点から検討を行いました。その結果、市町村において異物の除去を徹底し分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上やコストの削減につながり得ることに着目し、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設することについて提言を行ったものです。 このように市町村による質の高い分別収集・選別保管と効率的な再商品化の実施を通じて、残さ発生等の環境負荷やリサイクルコストの低減が図られるものと考えます。
	環境負荷やリサイクルコストを減らすためにも役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を事業者が出す仕組みにすべきである。	9	
	提案された仕組みは、「分別基準を厳しくすることで余った費用を自治体に振り分ける」ものでしかなく、拡大生産者責任の徹底にはつながらない。この項の削除を求める。	1	
	この制度は市町村の収集・分別コスト削減の根本的な対策ともならないし、3Rを推進する制度とは思えない。単なるコストの付け替えではないか？	1	
	再商品化の合理化の程度を勘案するのではなく、環境負荷やリサイクルコストを減らすために役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を事業者が拠出する仕組みにすべきである。	8	
	新たな役割として市町村の負担が増加した部分を、物の流れの上流で影響を与えることのできる事業者がきちんと役割を果たすようにすべきである。	1	
	分別収集・選別保管の費用は、事業者が負担することで経済的インセンティブの活用がされ、コストの効率化が図れるようにすべきだ。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	<p>抛出金制度根拠となる市町村の分別収集の効率化は本法に基づく分別収集の促進等の市町村本来の役割で、市町村の実質的な分別収集費用の一部を事業者が負担する新たな制度は不合理である。</p>	4	<p>本最終取りまとめ案では、市町村において異物の除去を徹底し分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上やコストの削減につながり得ることに着目し、事業者が市町村に資金を抛出する仕組みを創設することについて提言を行ったものです。</p>
	<p>現行法の役割分担は維持されるべきであり、提案の資金抛出制度は実質は役割分担の転嫁であり、反対である。</p>	1	
	<p>「資金を抛出する仕組み」については客観的、公正、公平にその金額を判断できる第3者機関を設立し、その機関に金額の決定を委ねるべきである。</p>	2	<p>この仕組みの詳細については、資金の抛出等に関し客観性・公平性が確保されるよう、関係省庁において検討することが必要と考えます。</p>
	<p>再商品化委託費用の設定に当たっては、恣意的な計画や独自処理の大きな変化などで合理的でない算出額とならないよう、第三者機関などによるチェックが働く仕組みとするべきである。</p>	3	
	<p>再商品化費用が効率化された分は、予測と実績の差であることを明記し、それらの算定が恣意的に行われず、合理的、客観的かつ実績の不当な操作を防止するような制度設計がなされるべきである。</p>	1	
	<p>事業者・市町村の効率化費用の正確な把握のため、算出方法など具体的な仕組みづくりに際しては、関係者を交え今後十分な議論を行っていただきたい。</p>	3	
	<p>事業者より市町村へ資金を抛出する制度は、抛出総額、算定方法、市町村への配分方法など細部を決定する前に事業者との十分な意見交換をして進めるべきである。</p>	2	<p>今後、当審議会においても、見直し後の制度の実施に関し、必要に応じ審議を行いたいと考えます。</p>
	<p>再商品化の合理化・効率化の成果を事業者と市町村が折半することは、議論の流れの中ではやむを得ないと考えるが、制度の設計・運用については事業者も含めた場で議論し、費用削減根拠の透明化に努めるべきである。</p>	1	
	<p>「効率化された程度を数年のスパンで考慮する」ならびに「再商品化費用の想定に係る基準となる年度の設置」について、基準年度の設定は長くて3年ごととするべきである。</p>	1	
	<p>各主体が連携し、それぞれの役割を担うことを前提とした市町村への抛出制度創設について賛同するが、抛出額の算定方法など詳細な制度の設計について情報提供を積極的に行うべきである。</p>	1	<p>「事業者が市町村に資金を抛出する仕組み」の詳細については、頂いた御意見等を踏まえ、今後、関係省庁において検討されるものと考えます。</p>
	<p>この資金抛出制度は、主体間の連携によってリサイクルの高度化を目指すための仕組みとして位置付けるべきで、「主体間の連携を促進させる仕組みの創設」という表現で説明されるべきである。</p>	3	<p>御意見のとおり、この仕組みは市町村と事業者との一層の連携を図るものですが、項目の名称は仕組みの内容を端的に表すものとして現在の表現が適切と考えます。</p>
	<p>現行役割分担の中で、さらなる実効ある制度を構築するために、「主体間の連携強化として」を「事業者が市町村に資金を抛出する仕組みを創設する」の前に明記していただきたい。</p>	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
再商品化のコスト削減ができた場合の寄与分を、市町村と事業者同等とみなし、還元を2分の1とすること、及び支払いの際に、分別基準適合物の質などを勘案して決定することに大いに反対する。	1	
再商品化費用が低減した場合、市町村事業者が寄与分を同等とみなし、余ったお金を折半することに反対します。	5	この仕組みは、市町村において異物の除去を徹底し分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上やコストの削減につながり得ることの観点から提言を行ったものです。 このように市町村による質の高い分別収集・選別保管と効率的な再商品化の実施を通じて、残さ発生等の環境負荷やリサイクルコストの低減が図られるものと考えます。
再商品化費用の削減分の一部を市町村に「ご褒美」として渡す仕組みは、市町村の収集選別保管費用の削減にはつながらず、事業者がエコデザインを推進するインセンティブともなり得ない。	1	
資金拠出制度が容器包装リサイクルシステム全体の効率化に繋がるような配分方法となるべきであり、量・品質・コストについての効率化・透明化など、総合的な指標の導入が必要である。	3	市町村に支払われる額の算定方式に関しては、より効果的に3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化する観点から、今後、関係省庁において検討が行われるものと考えます。
事業者による市町村への資金拠出制度については、市町村に支払われる額について、分別精度、分別収集業務の効率化をみて適正に拠出されるべきであるとする。	1	
事業者・市町村（且つ、消費者）それぞれの役割分担が公平に果たされるようなシステムの構築を官民一体となり研究していただきたい。	1	頂いた御意見は、将来の審議の参考とさせていただきます。
事業者から市町村へ資金を拠出する仕組みが十分機能し、市町村の負担がより軽減されるよう、更に検討を進められたい。	1	
「また、この市町村に支払われる額については～期待される」と記載されているが、實際上、市町村ごとの再商品化費用の低減額を勘案して決定など出来るのか？	1	例えば、各市町村の指定保管施設ごとの再商品化の落札単価を考慮することが考えられます。
「再商品化費用の効率化分」を事業者の納得を得られる形で算定すべきである。「想定される再商品化費用総額」の算定基礎となる市町村分別収集計画について、客観性を高め、恣意性を排除する担保措置が必要。	1	市町村分別収集計画における分別収集量の見込みについては、より精度の向上を図ることが必要と考えます。
「中間のまとめ」と比較すると、拡大生産者責任を徹底させるという視点が、後退している印象がある。	1	本最終取りまとめ案は、中間取りまとめで示した対応の方向に沿ってまとめています。
「分別収集・選別保管の費用を事業者が拠出するにあたり、負担が過重なものとはならないように配慮し、再商品化費用が効率化された1/2の額とする」のではなく、製品価格に内部化することを求める。	1	容器包装のリサイクルに係るコストの製品の価格への内部化については、消費者の価格選好を通じて発生抑制に向けた行動も促進されるのではないかと意見、厳しい市場競争の下では価格転嫁は非常に難しいという意見がありました。
1月23日の中環審・産構審合同会合において配布された資料「事業者による市町村への資金拠出制度について（イメージ）」を最終取りまとめの一部として添付すべきである。	6	本最終取りまとめ案では、御意見の資料の内容を踏まえた記述としています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	2分の1とする算定の中に、市町村と事業者の寄与分を同程度とみなす根拠が見えない。市町村で回収するための費用も考慮して同程度なのか。回収量と回収に要した費用のバランスを考えているのか。	1	市町村の寄与分とは、再商品化の合理化に対するものなので、分別基準適合物の質的向上等によるものは含まれますが、収集のための費用は含まれません。
	ペットボトルの場合、指定法人ルート離脱で原料不足状態となっており、再商品化費用がゼロに近く、品質改善のインセンティブが働かないため改善が必要。	1	特に廃ペットボトルについては、国内のリサイクル産業が崩壊するような事態を回避するための措置を検討することが必要と考えます。
	紙製容器包装についてはこの仕組みで拠出できる資金はないものと考えられる。それでもプラ以外からも拠出金を捻出したいのであれば、事業者にとっても、理解できる仕組みとしていただきたい。	1	どの素材の容器包装に関しても、実際に再商品化費用が効率化された場合には、その2分の1が市町村に拠出されることが適当と考えます。
	ライフスタイルの変革を図るため、事業者が資金を拠出することには賛成である。但し、再商品化の前処理工程の作業価値に対して資金を拠出するとすべきである。	1	この仕組みでは、より効果的に3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化する観点から、分別基準適合物の質等を勘案して決定することが適当と考えます。
	異物に再商品化困難物(複合素材、塩ビ)を含める。	1	再商品化に適さない物は、再商品化の手法によって異なるものと考えます。
	拡大生産者責任の徹底という観点から、事業者は分別収集・選別保管に対しても責任を果たすべきであり、その方向性を明確にすべきである。	1	今回の容器包装リサイクル制度の見直しにおいては、御意見のような趣旨の観点からの検討も行いました。
	基本的に賛成であるが、市町村の処理責任は堅持すべきである。	1	市町村が分別収集・選別保管を行う仕組みは十分機能していると考えられるため、事業者との連携により、市町村が引き続き分別収集・選別保管を行うべきと考えます。
	拠出の目的、拠出金の使途を明確にし、使途は拠出者に公表すべきである。	1	事業者による市町村への資金拠出の状況については、一般に公表されることが適当と考えます。
	市町村における質の高い分別収集・選別保管への取組みの具体例を明確にすべきである。一例として、ペットボトル自動回収機の導入。選別・分別・破碎ペットの容リ法ルート対象化が求められる。	1	市町村における質の高い分別収集・選別保管としては、例えば、異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等が考えられますが、簡潔な表現とするため現在の記述が適切と考えます。
	市町村の分別収集・選別保管に係るコストは、廃棄物処理法基本方針(一般廃棄物有料化)に沿って排出者である消費者の負担とすることが適切である。	1	容器包装廃棄物の有料化については、各市町村が、一般廃棄物の有料化を検討する中で、住民の分別排出に対する意識、実施されている分別収集の方法等を勘案して工夫をする必要があると考えます。
	市町村の容器包装廃棄物処理コスト及び市町村に支払われる額の算定となる再商品化費用の低減額の算定根拠については市町村ごとに公表することが必要である。	1	市町村は、国において検討が進められている「廃棄物会計基準」等を十分に活用して、容器包装廃棄物処理コストを分析すべきと考えます。また、市町村に支払われる額の算定方式に関しては、今後、関係省庁において検討が行われるものと考えます。
	事業者の拠出については、再商品化費用も莫大な金額になっており、拠出金についても事業者の負担が過重なものにならないよう配慮願いたい。	1	本最終取りまとめ案では、「事業者の拠出については、事業者の負担が過重なものにならないよう、...検討することが適当」と提言しています。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
事業者の資金拠出制度は三者の役割分担の変更であり、反対である。	1	市町村において異物の除去を徹底し分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上やコストの削減につながり得ることから、こうした再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設することが適当と考えます。
消費者の協力を得て異物(汚れたものを含む。)の除去を徹底する前に、汚れを洗い流し、極力リサイクルできるようにすることが大前提である。	1	消費者において汚れを洗い流すことは、「異物(汚れた物を含む。)の除去」の中に含まれています。
事業者にとって極めて厳しいものであり、詳細設計や運用に当たっては事業者の負担が過重なものにならないよう配慮するとともに、市町村に対しインセンティブが働くものとする必要がある。	1	本最終取りまとめ案では、「事業者の拠出については、事業者の負担が過重なものにならないよう、...検討することが適当」と提言しています。また、市町村に支払われる額の算定方式に関しては、より効果的に3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化する観点から、今後、関係省庁において検討が行われるものと考えます。
数年のスパンについて、審議会では3年との説明があったが、容リ法の運用全体が単年度ベースとなっていることから、1年単位で予測と実績の差を算定することが望ましい。	1	市町村による取組の成果は1年で失われるものではないことから、数年のスパンで考慮することが適当と考えます。
効率化の2分1を市町村に還元するとのことであるが、単なるばら撒きにならないよう誰でもが納得できるよう市町村の現在・将来の実態把握を行い、公開する義務を付加すべきである。	1	事業者による市町村への資金拠出の状況については、一般に公表されることが適当と考えます。
国の役割		
国が、全国統一的にきめ細かな分別適合基準を設定し、全ての自治体が同じ基準の分別基準適合物を再商品化事業者に引き渡すことができるように、自治体を指導・監督していくことが重要。	2	国の役割として、市町村から事業者への適切な引渡しを行う観点から分別基準を見直すことが必要と考えており、その旨提言しています。なお、市町村が独自に処理を行う場合は、容器包装リサイクル法の適用はありませんが、市町村は廃棄物処理法に従って処理をする必要があります。
国は、分別基準適合物化の評価を正当に行うための基準を明確にすると共に、指定法人ルートのみならず市町村が独自で処理する場合においても再商品化が適切に行われるよう監視・指導を行うものとする。	1	
国が市町村の取組の優良事例を広く情報提供することは、優れた処理方法を市町村に普及するために有効である。	1	御意見のとおりと考えており、その旨記述しています。
国の役割として、全国的な制度の統一的な運用を図るには、再商品化手法ごとでモデル事業を実施し、各手法に対する適切な分別基準を策定してから、全国展開を図るべき。	1	頂いた御意見は、今後国において分別基準の見直しを行っていく際に参考とすべきと考えます。
自治体における分別収集・選別保管費用については、まずは、費用に含めるコストの範囲など、費用算定に関する共通の基準を定めた上で、自治体が分析・開示する仕組みを確立する。	1	市町村は、国において検討が進められている「廃棄物会計基準」等を十分に活用して、容器包装廃棄物処理コストを分析すべきと考えます。
循環型社会の構築に向けて容器包装廃棄物の3Rのより一層の展開がなされるように、目標数値を明確にし、必要な制度改正、事業の実施等に取り組んでいくことが、国の役割として一番求められている。	1	今後、当審議会においても、見直し後の制度の実施に関し、必要に応じ審議を行いたいと考えます。
廃棄物を減少し必要なりサイクルをおこなう場合は、国が税金を支出し確実なりサイクルをおこなうべきである。	1	容器包装のリサイクルについては、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うという仕組みが適切であると考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	容器包装リサイクル制度を全国的視野で統一化しスムーズな運用がされるよう、国としての役割、責務は、容器包装リサイクル制度の中で、どの主体よりも大きい。	1	容器包装リサイクル制度においては、国のほか、地方公共団体・事業者・国民の各主体が役割を適切に果たすことが重要と考えます。

(2) 分別基準適合物の品質向上

分別基準適合物の品質向上について

プラスチック容器包装については、異物の混入、汚れの付着等を排除し、分別基準適合物の品質を高めることが急務である。そのために、更なる分別排出の徹底が必要である。	1	分別基準適合物の品質向上については、事業者においては分別収集・選別保管しやすい製品の開発を進めるとともに、消費者においては分別排出を徹底し、市町村においては質の高い分別収集・選別保管を行うといったように、関係者の連携・協働により分別基準適合物の品質向上を図る必要があると考えます。
再商品化製品の原料として分別基準適合物の品質確保の為、汚れの付着した又は汚れの除去しにくいプラスチック容器包装は分別基準適合物の対象外とし、排出段階での区分徹底が必要である。	1	
事業者には分別収集・選別保管しやすい容器包装の開発を促すには拡大生産者責任の徹底をすべきであり、分別基準を厳しくするだけでは本末転倒であり、反対である。	4	
プラスチック製容器包装の分別収集物の品質向上のため、リサイクルに適さないものは、分別収集せず一般廃棄物として処理するよう市町村に努力願いたい。	1	
容器包装廃棄物の品質を向上させるために、消費者による分別排出、市町村による分別排出・選別保管をさらに徹底させる制度とすべきと考える。	2	
自治体の責任を明確化し、ベール品質が確保できるような法制化に努めるべきである	2	
消費者の分別排出への協力を減退させないよう、分別排出しやすい容器包装の採用や新たなリサイクル技術の開発などを促し、消費者、事業者、市町村がともに役割を果たしあえる仕組みとすべきである。	1	
品質基準の見直しに当たっては、使い捨てカミソリなども含めた不適物全体の重量比率で品質基準を定める方式に改めていただきたい。	1	
分別基準適合物の品質向上が、再商品化製品の品質および歩留の向上に効果的であることから、分別排出のルール遵守及び運用の厳格化を徹底する仕組みとするべきである。	2	
分別適合物に入らない、特に注射器、ナイフ、ライター等の危険物については再商品化事業者より市町村へ返却し、市町村にて処理するしくみが必要。	1	異物の混入等については、関係者の連携・協働により分別基準適合物の品質向上を図るとともに、市町村から事業者への適切な引渡しを行う観点から、分別基準を見直すことが必要であると考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	容器包装のリサイクルできる物とそうでない物の区別をもっとわかりやすくしてほしい。	1	分別基準の品質向上については、事業者においては分別収集・選別保管しやすい製品の開発を進めるとともに、消費者においては分別排出を徹底し、市町村においては、分別区分の明確化も含めて質の高い分別収集・選別保管を行うといったように、関係者の連携・協働が必要であると考えます。
	スプレー缶等の取扱いについて		
	スプレー缶については、店頭回収などの事業者回収とするべきである。	1	スプレー缶等については、製造事業者等が中身排出機構(機能)の採用を早急に進めることに加え、市町村が分別収集・選別保管を行った場合には、製造事業者等の協力を得てリサイクルされる体制を構築することが必要である旨記述しています。また、医薬品等、充てん物の特性により中身排出機構(機能)を用いた消費者よる充てん物の排出が不適切なもの等については、事業者による店頭回収を基本とした仕組みを構築することも必要である旨記述しています。
	店頭回収や集団回収の位置付け		
	ゲーム感覚でリサイクルを楽しめると定着すると思う。	1	
	トレイ等の店頭回収等の先進的な取組を行っている小売店の表彰等を行うことは大変結構であるが、その際は各小売店の取組みの実態を精査して行う必要がある。	1	頂いた御意見は、今後表彰等の実施の際に参考とすべきものと考えます。
	集団回収や店頭回収ペットボトル等容器包装は事業系一般廃棄物として扱われ、現在指定法人ルートから除外されているが、それも含め指定法人ルートに集約できる制度の導入を要望する。	4	事業系容器包装廃棄物については、排出者である事業者によるその処理責任が課されており、事業者による容器包装廃棄物のリサイクルがかなり進んでいる現状も踏まえれば、容器包装リサイクル法の対象にする必要性は小さいと考えます。
	小売店による店頭回収推進のため、ペットボトルについても経済的インセンティブの配布を実施すべき。また、自動回収機の導入の促進を提案する。	1	小売店での店頭回収等における先進的な取組について、優良認定等の優遇措置を講ずることにより、一層の自主的取組を促すことが重要と考えており、その旨提言しています。
	消費者の店頭回収や集団回収の更なる普及および拡大化について賛成である。	1	
	店頭回収が拡充するような法的位置づけの確立を望む。	1	
	店頭回収は、東京都や大阪市その他自治体のリサイクルにおける小売店の協力システムとしてルール化してきた経過を重視すべきで、この観点から店頭回収を掲げることとし、集団回収と同等に採りあげない。	1	容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収は、現行法に位置付けられているものではありませんが、住民の意識向上や環境教育の観点からはともに有益なものであると考えます。
	ペットボトルの場合、店頭回収や集団回収について両方とも継続・拡大が望ましいのならば店頭回収や集団回収併用して継続・拡大することが望ましいと書くべきである。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	特に、小・中学校及びそのPTA活動の集団回収の取組みは、将来を支える子供に対しての教育現場であるため、自治体はリサイクルに関する専門講師を派遣するなど支援を充実するべきである。	1	集団回収については、「環境教育・普及啓発にとどまらず、自治会等の活動を活性化させ、活動資金の供給源にもなることから、できる限り継続・拡充が図られることが望ましく、地方自治体による集団回収への支援を拡充することが望ましい。」と提言しています。
	集団回収は、環境教育・普及啓発、自治体活動の活性化、回収された容器の品質の面から、大いに奨励すべき方式であり、地方自治体の支援を期待すると共に事業者としても支援していきたい。	1	
	特定事業者に対する店頭回収へのインセンティブの付与に当たっては、回収再商品化ならびに再商品化製品の利用事業まで行っている製造事業者には実体に即したインセンティブの付与をお願いしたい。	1	店頭回収等の事業者による自主的な取組に対するインセンティブについては、「こうした自主的取組のうち、発生抑制・再使用の促進のため特に有効かつ先進的な製品やサービス等について、優良性の認定等の優遇措置を講ずることにより、一層の自主的取組を促すことが重要である。」と提言しています。頂いた御意見は、今後、具体化の検討を行う際に参考にすべきものと考えます。

3 再商品化手法の見直し

(1) プラスチック製容器包装の再商品化手法

7行目「収率の平均値は、51%であり、残りは残さとして処分されている。」この部分の残さについてどのような物が処分されているのか表記されていない。	1	御意見を踏まえ、16頁の 3(1)の7行目を以下のような記述とします。 「...残りの異物やマテリアルリサイクルに適さないプラスチックは残さとして処分されている。」
マテリアル残さの中には、水分や容リプラ以外の不適物が含まれおり、その内訳を明確にして議論するべきであり、分別基準適合物の質の向上によって大幅に残さは低減すると考えられる。	1	
PP、PE等素材別により細かく分別収集することは、市民の負担増や混乱を招き、相当の困難が予想されるため、自治体の収集実態や費用負担等も考慮し、慎重に検討すべき。	4	プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かなものとするに当たっては、消費者に分かりやすい材質表示を容器包装に付する等、分別排出及び分別収集を実施しやすくする措置を図ることが必要であると考えます。
マテリアルリサイクルの質の向上を図るために、分別収集をよりきめ細かなものとするに賛成。	2	「プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かなものとするのが有効である」と提言しています。
プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かく区分するなかに、塩ビ素材の区分を設ける。	1	プラスチック製容器包装に占める塩ビ素材の割合や実効性を考慮すると、塩ビ素材の区分を設けて分別収集することは困難ではないかと考えます。
プラスチック製容器包装について、汚れのないものと汚れのあるものに分別して収集し、汚れのないものをマテリアルリサイクルに回すべき。	1	汚れは洗浄し、又は汚れが付着した物は除去されるべきであり、その上で分別収集をすることが有効であると考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	PPとPE製の容器包装をマテリアル向けとして識別表示を付し、他と区別して分別収集することは、製品品質の向上と残渣の低減にとって有効であり、他の区分のものが混入しないようペール品質の確保が重要。	1	
	プラスチック製容器包装の、分別収集区分と再商品化手法の適切な組み合わせを検証するため、特定の自治体と再商品化事業者が協力し合いモデル事業を行うことが有効と考える。	1	頂いた御意見を参考としつつ、今後、国において施策を検討していくことが重要と考えます。
	マテリアルリサイクルに適した特定の容器包装（PPやPE単体）の別収集は非現実的で対象物はない。	1	
	各市町村一律で、きめ細かな分別収集を行い、不適合物の混入を抑えることで、市町村の分別の簡素化及びマテリアルリサイクルの再商品化の質的向上が図れる。	1	
	マテリアルリサイクルに適した容器包装を、区分して分別収集することに賛成する。	4	
	特定事業者が消費者に分かりやすい材質表示を容器包装に付する等により、不適合物の減少やリサイクル率の向上につながる。	1	分別収集・選別保管に関し事業者が果たすべき役割として、分別排出しやすい識別表示等の実施を提言しているところです。
	汚れが付いた容器包装廃棄物の分別、洗浄を徹底すれば、環境負荷が増すため、マテリアルリサイクルには反対。	1	汚れが付着しにくい容器包装の製造・利用、消費者による内容物の使い切り等、総合的な取組が必要であると考えます。
	「再商品化物品の品質基準（水分、塩素分等）を導入することが有効である。」との記述について、「塩素分」の記述を削除するかまたは「塩素分」を「塩分」とすべきである。	2	プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルにおいては、食塩を含有する食品残さ及び塩化ビニル・塩化ビニリデン等のプラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルに適さないプラスチック、の両方が除去されていることが望ましいことから、これらをまとめて「塩素分」として基準を設けることが有効ではないかと考えます。
	非効率的なマテリアルリサイクルを制限し、ケミカルリサイクルにおいても競争原理の発現させるべき。	1	容器包装廃棄物の再商品化における費用対効果の適正化を図るため、標準コストを設定し、入札において活用することも一方策であると提言しています。
	プラスチックの再商品化事業者を決定する入札については、再商品化製品の品質確保の面からも非効率的なマテリアルリサイクルを制限すべき。	1	
	標準コストの設定により費用の問題点をクリアすることが、費用対効果の適正化になるのか。	1	標準コストを設定・活用することは、費用対効果の適正化のための一方策であるとと考えています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルに関わる標準コストを設定する際は、各市町村のペール内容により再商品化に掛かる経費が大きく変わってくるため、標準コストにある程度幅を持たせる必要がある。	1	
	標準コストの算定はよいが、再商品化商品の品質とリンクした価格設定が必要である。	1	
	標準コストの設定に際しては、コストが比較的掛かるが、質の高いリサイクルを排除することがないよう、算定基準とその効果を十分に審議し、健全なりサイクル手法が継続できるように、慎重に行うべきである。	1	頂いた御意見は、今後標準コストを設定していく際に参考とすべきと考えます。
	標準コストの設定に際しては、その設定基準やそれによる効果を十分に審議し、健全なりサイクル手法が継続できるように、慎重に行うべきである。	1	
	循環型社会形成推進基本法の精神に則り、再商品化能力の不足を補うために、サーマルリカバリーを緊急避難的に再商品化手法として位置付けるべき。	4	「循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討する必要がある」と提言しています。
	現行その他プラスチックの再商品化手法に、補完的又は緊急避難的ではなく、恒常的な手法として、RPF等のサーマルリカバリーを導入すべき。	16	
	現在の技術では、プラスチック製容器包装はマテリアルリサイクルに不向きであり、再商品化の能力が欠けている中サーマルリカバリーを再商品化手法として検討することに賛成。	2	
	サーマルリカバリーのうち環境負荷及び経済性に優れたものについて、緊急避難的ではなく、恒常的な再商品化手法として位置付けるべきである。	2	サーマルリカバリーについては、「循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討する必要がある」と提言しています。
	今の再商品化手法は、技術的に確立したものではないため、特定の手法に限定することなく、色々な手法を検討すべきであり、サーマルリカバリーも当然再商品化の一手法と考えるべき。	1	
	緊急避難的対応ではなく、収集物の実態に合わせた効率的なサーマルリカバリーの手法の導入を図るべきである。	1	
	熱源だけのRPFは反対だが、発電を目的とするなど販売先において崇高な目的がある場合はそれを認める必要がある。	1	サーマルリカバリーの導入に当たっては、「具体的な手法については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位かどうか等を十分勘案しつつ検討すべきである。」と提言しています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	緊急避難的であってもサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることに反対。	20	
	サーマルリカバリーを認めてしまえば、循環基本法の基本理念が否定されたことになるのではないかと。コストを抑えて、しかも分別が楽な方向へ一般市民が流れて行くのは、当然のことではないかと。	1	分別収集量がマテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルの再商品化能力を上回った場合は、それら以外の手法によって処理せざるを得ないため、緊急避難的な対応を検討する必要があると考えます。
	サーマルリカバリーの導入は、市民の分別意欲や環境意識に水をさす。	1	
	実績量は分別収集計画量よりも少ないため、計画ベースで比較すべきではなく、サーマルリカバリーの導入は時期尚早。循環基本法に則り、まずは発生抑制の効果を検証すべきである。	1	
	緊急避難的にサーマルリカバリーという手法を導入するという安易な考えは、容り法の崩壊を招いてしまう可能性が大きいと、環境基本法・循環基本法が標榜するところと、容り法の目的とをしっかりと見極めて、乖離のないように慎重に検討を行うべきである。	3	
	経済性を確保するあまり、法の目的である廃棄物の適正処理、環境への負荷低減がないがしろにされ、サーマルリサイクルがもてはやされている。容り法の目的を見失うことだけはあってはならない。	1	サーマルリカバリーについては、「循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討する必要がある」と提言しています。
	緊急避難的な手法と限定してサーマルリカバリーを位置付けることを検討するのではなく、環境負荷や社会的コストを定量的に分析してその位置付けを検討するべきである。	2	
	RPFとしてのエネルギー利用効率等の数値基準の設定や利用先でのエネルギー代替の実態(エネルギー統計等で実測されるものを対象とする等)をチェックする等の基準を明確にすることが必要。	1	
	サーマルリカバリーは、環境的に合理性があるときには認めるべきことが基本法の趣旨でもあるので、市町村における焼却・発電・熱利用が他の再商品化手法と科学的に比較して優れているときには推進すべきである。	1	サーマルリカバリーの導入に当たっては、「具体的な手法については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位かどうか等を十分勘案しつつ検討すべきである。」と提言しています。
	プラスチック製容器包装について緊急避難的措置としてサーマルリカバリーを導入するに当たり、ごみ質の低い市町村のごみ焼却炉で助燃材として利用した場合との比較も加えるべきと考える。	1	

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
サーマルリカバリーについては、紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針を基に、特にRPF利用施設について、廃棄物焼却炉と同等の環境規制値を全国一律に課すべきであると考えます。	1	
緊急避難的なサーマルリカバリーの必要は容認できるものの、一般廃棄物処理施設との効率比較だけでは十分とはいえない。処理フローの能力バランスの検討も必要。	1	頂いた御意見は、今後サーマルリカバリーの導入を検討する際に参考とすべきと考えます。
具体的な新手法導入の検討に当たっては、今までの経緯や将来への影響も十分に検討した上で、技術的情報を持つ再商品化事業者を交えた「再商品化手法評価委員会」を設置し議論すべきである。	2	
油化処理においては、全ての原料をリサイクルしている実績があるため、マテリアルリサイクルで発生する残さも油化リサイクルプラントですべてリサイクルするジョイント利用も十分考えられる。	1	ジョイント利用は、それ自体排除されるものではありませんが、マテリアルリサイクルの結果生じた残さを原料とした再商品化製品について常に適当な品質を確保することは容易でないこと等から、残さのジョイント利用を再商品化計画に位置付けることについては困難な面が多いと考えています。
ジョイント利用は、有効な手段だと思われる。	1	
プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルで生じた残渣について、熱回収等を行うべき。	2	残さの処理について、容器包装リサイクル協会では、ガイドラインにおいて、焼却(エネルギー回収が望ましい)等により減量化することとし、直接埋立てを禁止とする旨を示しているところです。
残渣の有効利用(ジョイント利用)は、排除するのではなく有効利用に向けて研究開発等を支援すべき。	3	マテリアルリサイクルの結果生じた残さの有効利用の可能性について、関係省庁において調査が実施されていると承知しています。
プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルは、コストが高く、残さも多いため、入札において優先されているのを見直すべき。優先させる根拠を明確にすべき。	7	マテリアルリサイクルによって得られた再生品は、それを再びリサイクルしたり、熱回収をすることが可能であることから、ケミカルリサイクルに比べて優先されるべきものであると考えています。なお、汚れが付着したものの除去等の徹底や再商品化製品の品質確保等について提言しているところです。
マテリアルリサイクルの優先は合理性が乏しいというのが審議会の大勢であったので、その旨を明記すべし。マテリアルに適したものに識別表示をしてそのみをマテリアル優先とするならその旨を明記すべし。	1	御指摘の意見が審議会の大勢であったという事実はないものと認識しています。また、マテリアルリサイクルによって得られた再生品は、それを再びリサイクルしたり、熱回収をすることが可能であることから、ケミカルリサイクルに比べて優先されるべきものであると考えています。
廃プラは再処理工場等のリサイクル過程においてVOCの発散の懸念が払拭されていないことに鑑み、リサイクル施設建設時の環境配慮の徹底と国等において調査研究や施設整備(または環境)基準策定を進めることを明記する。	1	プラスチック製容器包装の圧縮梱包施設に限らず一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づき、技術上の基準に適合し、周辺地域の生活環境の保全等に適正な配慮がなされている必要があります。
指定法人の入札制度に係る情報として、各手法別の費用対効果が判断できる情報を段階的に公開する等、より一層の透明化を図ることが必要である。	1	頂いた御意見は、今後指定法人が入札制度を実施していく際に参考にすべきと考えます。
廃プラスチックは元の原油(ナフサ)に戻すのが基本であり、この技術が実用化に近づいていることも考慮して、再商品化手法は「廃プラスチックを元の石油に戻すリサイクル」に限定されるべきである。	1	プラスチック製容器包装の再商品化手法を特定のもののみに限定することは適切ではないと考えます。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
容器包装廃棄物の再商品化工程から得られる副生品についても、再商品化製品として認めるべき。	2	頂いた御意見は、将来の審議の参考とさせていただきます。
先進的な廃プラスチックの資源循環技術である廃プラスチックを元の石油に戻すリサイクル技術等の真の資源循環技術の開発を推進すべき。	1	
ペットボトル再商品化手法のうち水平リサイクルであるBtoBが優位であると位置付け、実効のある政策や仕組みの構築、安定的に継続して活用されるような体制の整備、国・市町村からの支援を検討すべき。	3	ペットボトルのケミカルリサイクル(BtoB)は、マテリアルリサイクルについても高度なリサイクルが実現されていることにかんがみ、現時点ではマテリアルリサイクルと同列の再商品化手法の1つとして考えています。

(2)再商品化に適した容器包装の設計及び素材選択

素材の単一化や規格の統一化など、分別・リサイクルのしやすい容器包装の設計・素材選択を進めるため、複合素材の再商品化費用単価を高く設定するなど経済的インセンティブが働く仕組みを導入する必要がある。	2	再商品化に適した容器包装の設計・素材選択を更に推進するための方策を検討しましたが、課題も多く、更に検討を進める必要があると考えます。
リサイクルされていない使い捨て容器やリサイクルに不適な容器包装(複合素材、色つきびん、塩ビ素材等)について、リユース・リサイクルへの転換がすすむための方策の導入を求る。	1	
再商品化手法見直しの議論のひとつである「再商品化に適した容器包装の設計及び素材選択」については、積極的な推進をお願いしたい。	1	
複合素材の使用は原則禁止とするぐらいの強力な指導が必要。	1	
シールには糊をうすくするように、行政指導すべき。	1	
複合素材等、マテリアルリサイクルしにくい素材を製造した事業者及び使用した事業者には容リ協会に納める負担金とは別に心分の処理費用を負担させる仕組みをつくるべきである。	1	
内容物の品質保持等の観点から使用が不可欠の複合素材を不必要に問題視する考え方には反対。	1	
複合素材はリデュースに貢献するところが大きく、再検討をする場合であっても再商品化委託単価を単一素材に対して高く設定することには反対。	1	
ペットボトルリサイクルの様な高度なインフラ整備を伴うマテリアルリサイクルは、プラスチック製容器包装には馴染まないため、複合素材化を推進し、リデュースに積極的に取り組むことが現実的。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	事業者に製造・利用する容器包装の再生品化利用率の数値目標を設定すべき。	1	頂いた御意見は将来の審議の参考とさせていただきます。
	チューブ品や異物を完全に除去するのが難しい物品は対象から外すべき。	1	消費者及び市町村の役割として、分別、洗浄、汚れが付着したものの除去等を一層徹底すべきであると提言しています。また、事業者においても、汚れが除去しやすい容器包装の開発や製造・利用に努めることが必要であると考えます。
	汚れの付着で処理コストが増大するのであれば、リサイクル対象物をもう少し検討すべき。	1	
	アルミ箔が使われた包装が(レトルト食品等)多くなっている。アルミ箔はリサイクル可能と聞いており、分別標識を細かくしてほしい。	1	アルミニウムの多くは蒸着されているためプラスチック等と分離することが困難であり、その量も少ないことから、アルミニウムのみを分別収集することは困難であると考えます。
	枯渇性資源を利用しない植物由来プラスチックなどについて、容器包装リサイクル制度の中で何らかの位置づけを考えるべき。	1	頂いた御意見は将来の審議の参考とさせていただきます。
	容器包装の素材についての基準を国が作るべき。	1	内容物の品質保持等の観点から、どうしても複合素材を使う必要がある容器包装もあるため、国が一律に基準を定めることは困難であると考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 その他の論点			
(1) ただ乗り事業者対策			
	ただ乗り事業者の存在は、再商品化義務を負う事業者の不公平感を生むことから、実効性を伴う厳格な勧告・公表措置や罰則の強化など、ただ乗り事業者対策の徹底をすべきである。	9	ただ乗り事業者を防止するため、関係省庁の連携による厳格な対策を実施するとともに、違反に対する罰則の強化について検討することが適切であると考えます。
	一定量以上の容器包装製造事業者及び卸事業者に対し容器包装を納品した事業者リストの提出を義務づける。	1	容器包装を納入した事業者リストの提出については、リストの確認やリスト未提出者に対する措置等に必要と考えられるコストに対する効果等を勘案すると、困難であると考えます。
	事業者名の公表など厳格な対応を継続するとともに、市町村にも当該区域内の事業者名の公表権限を与えるなど、制度を強化すべき。	1	ただ乗り事業者を防止するため、関係省庁の連携による厳格な対策を実施するとともに、違反に対する罰則の強化について検討することが適切であると考えます。市町村による公表については、市町村はそれぞれの事業者がただ乗り事業者であるかどうかを判断するための情報を有していないことを考えれば、困難であると考えます。
(2) 容器包装廃棄物の輸出の位置付け			
	廃ペットボトルの海外流出を防止し容器包装リサイクル制度の下での国内リサイクルを進める為の措置については、具体的かつ効果的な法制度の導入を早急に実施すべきである。	6	
	「～こうした事態を回避するための『法的禁止』措置を検討する必要がある」のように、「法的禁止」の言葉を明確に挿入するべきであると考えます。	2	
	国際的な循環資源の一環として、容器包装廃棄物の輸出入を捉えるべきである。このため、法的基準を示し、適正なりユース・リサイクルに資するようにすべきである。	4	容器包装廃棄物の輸出については、住民の努力と負担により「資源化」されたものが海外に流出し、国内のリサイクル産業が崩壊につながりかねない状況にあることを踏まえ、こうした事態を回避するための措置を検討する必要があると考えており、その旨提言しています。また、輸出時の状態等によっては廃棄物又はパーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当する可能性があることから、不適正な輸出を防止するための水際におけるチェックを強化する措置が必要と考えており、その旨記述しています。
	「廃ペットボトルの海外への流出量の増加」は自然の流れで、逆有償で無理にリサイクルさせる考え方が誤りである。また、逆有償費用に標準コストを設定するのも、低価格化に歯止めを掛けようという意図が読みとれる。	2	
	輸出を否定的に考えることは適切ではない。地球レベルでのリサイクルという視点から考慮すべき事項である。	1	
	廃ペットボトルの海外流出に対して、回避措置の1つとして、輸出している自治体を公表すべきである。	1	
	ペットボトルの海外への流出防止と、市町村が分別収集したペットボトルを容器包装リサイクル法による指定法人ルートに集約できる制度の導入すべきである。	4	頂いた御意見については今後の具体的措置の検討において参考とすべきと考えます。
	産業廃棄物の廃プラスチックは海外への流出量が増大し、海外への廃棄物の流出を禁止することが必要から、全ての容器包装廃棄物が容器包装リサイクル法の対象とすべきである。	2	事業系容器包装廃棄物については、排出者である事業者による処理責任が課されており、事業者による容器包装廃棄物のリサイクルがかなり進んでいる現状も踏まえれば、容器包装リサイクル法の対象にする必要性は小さいと考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(3)紙製容器包装の取扱い			
	その他紙製容器の再商品化義務を免除すべきである。	3	紙製容器包装の取扱いについては、「過去の古紙市場の状況からも、必ずしも価格が安定しているとは言えず、市場の動向次第では逆有償となる可能性があることから、現行のまま引き続き再商品化義務の対象として位置づけながら、市況の推移を見極めることとすることが適切である」と記述しています。
	毎年、指定法人に引き取られる市町村の分別収集量が28000トンで増加しなくても(H16.H17.H18同量と予想される)今の制度に固執するつもりか。	1	
	最終とりまとめには市況の推移を見ることが適切であるだけでなく、紙製容器包装のリサイクルに対する何等の施策も記載されていません。既存でメジャーな古紙リサイクルへの一本化など、合理化を推進すべきと考えます。	3	
(4)識別表示の在り方			
	マテリアルリサイクルが定着している素材では、より高度な再商品化を衣行うために、リサイクル不可能な識別表示を定めるべきである。	1	マテリアルリサイクルに適した特定の容器包装については、他と異なる識別表示を付すことにより、他のプラスチック製容器包装とは分けて分別収集することも可能となり、このようなことを通じて再商品化の質的向上を図ることもできると考えます。
	マテリアルリサイクルに適した特定の容器について、他と異なる識別表示を付すのは、新たな社会的コストが増加する割には実効性が疑問であり、反対である。	1	
	プラスチックと紙の容器包装への識別表示は、容り法の再商品化義務対象に付すという規則に従っていない例があり、政省令が形骸化する恐れがあるので、ルール単純化もしくは指導の徹底が必要である。	1	識別表示の在り方に関しては、消費者の分かりやすさの観点等から、適宜、見直す必要があると考えており、その旨、提言しています。また、引き続き指導の徹底が必要であると考えます。
	観念的ではなく、どのような表示が適切であるか教示願う。	2	
	可能な限り同一素材のものは同じ分類とするべきである。また、消費者が一目で分かる位置と適切な大きさを確保できるようにすべきである。	2	御意見を踏まえ、20頁の の4(4)の10行目を以下のような記述とします。 「これに加え、事業者に対し、消費者が見やすい位置や分かりやすい適切な大きさでの識別表示の添付を促すことが必要であろう。」
	現行制度上プラスチック製容器と区分されている「めん類等用つゆ」「みりん風調味液」等のペットボトルを、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせる事が適当であるとの意見に賛成である。	1	識別表示については、具体的な例の一つとして、「現行制度上プラスチック製容器包装と区分されているが、めんつゆやみりん風調味料が充てんされているペットボトルについては、消費者の分かりやすさの観点等から、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせる事が適当である。」と提言しています。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	識別マークを素材の種類毎に増やし、マークの形を単純化する。	1	頂いた御意見は識別表示の具体的検討を実施していく際に参考にすべきと考えます。
	識別表示ならびにプラの種類を表示文字を大きくする。	1	
	識別表示について消費者にアンケートをとり、表示を分かりやすくしていく。	1	
	識別表示の徹底を促すとともに、高齢者世帯が増加する中、高齢者や視覚障害者などにわかりやすい識別表示を実施するべきである。	1	
	識別表示は、容器包装につけるだけでなく、自治体推奨のゴミ袋にもつけるようにすると、正確な分別が進むのではないかと思う。	1	

(5) 指定法人の在り方

	必ずしも指定法人を一つに限定せず、適切な法人の指定を視野に入れることには賛成である。	2	容器包装リサイクル法では、必ずしも指定法人を一つに限定しているものではないため、特定事業者の委託による再商品化業務を適切に行うことのできる他の法人からの申請があれば、当該法人を指定することも視野に入れておくことが適当と考えます。
	指定法人は、材料リサイクルの再商品化物が最終的にどのような製品に加工され、市場で流通しているかを把握し、不適切な状況があれば、再商品化事業者への指導を強化し、やめさせるべき。	1	指定法人が再商品化を受託した者に対し受託内容を確実に履行させることについては、例えば、「不適正な処理を行っているおそれのある再商品化事業者に対する抜き打ち検査の実施など、受託者に対する指定法人による実態調査・監視等を強化することが必要である。」と提言しています。
	指定法人を一つに限定していないことから独占にならずにコスト削減や透明性の確保がすすむと思うが、更に指定法人から独立したチェック機関として第三者検証機関が必要である。	1	指定法人である容器包装リサイクル協会では、事務の効率化や情報公開による透明化を進めてきており、平成17年度の再商品化事業者選定入札から、従来の平均落札単価のみではなく、市町村の保管施設ごと・品目ごとに落札した事業者の名称、再商品化手法、落札トン数及び落札単価の公開等を行っていますが、こうした業務の効率化・透明化を一層推進していくことが不可欠であると考えます。
	情報公開による透明化を一層推進するとともに、「どの事業者がどのくらい再商品化費用を負担しているのか」「実際に再商品化が適切に行われているのか」についても、ただ乗り事業者抑止の観点から引き続き情報開示に向けた検討を行ってほしい。	1	容器包装リサイクル協会は、事務の効率化や情報公開による透明化を進めてきていますが、こうした業務の効率化・透明化を一層推進していくことが不可欠と考えます。

(6) 普及啓発・環境教育

	ごみに関する普及啓発・環境教育施策は、身近な実践につないでいくべきである。自主性による体得を通じて問題発見の力の養成を図り、幼少時から大人への実践的環境教育施策を採るべきである。	6	本最終取りまとめ案では、容器包装廃棄物の3Rに関する普及啓発・環境教育の必要性について言及しているところ です。
--	---	---	--

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	市町村が直接リサイクル業者に出向き再商品化の履行を確認する権限を市町村に与えることにより、分別収集をした市町村が、分別に協力してくれた消費者に再商品化に係る説明責任を果たせる制度とすべきである。	1	最終とりまとめ案で提言しているとおり、指定法人において、容器包装廃棄物が分別収集・選別保管され、再商品化された結果、どのような再生品がどのくらいできたのか等、消費者、事業者の努力の成果が分かりやすく紹介されるよう、再商品化製品の利用状況等を地方自治体等に情報提供していくことが適当であると考えます。
	リサイクル活動に関する市民啓発活動に対し社会で認知されるような表彰制度を設ける。	2	御意見のとおりと考えており、その旨記述しています。
	技術基準や製品品質がしっかりしたものはグリーン調達品目として採用し、公共事業等で再商品化製品を積極的に購入するための具体的な施策を早急に検討すべき。	1	容器包装廃棄物から作られた再生品については、再商品化の促進に資するよう、グリーン購入法を活用する等、特定事業者・地方自治体・国が積極的に利用することが必要である旨提言しています。
	ペットボトルの回収率向上のための普及啓発活動を強化すべきである。	2	ペットボトルに限らず、毎日の暮らしに密着し、家庭ごみの中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について3Rに関する普及啓発・環境教育を推進していくことは、家庭ごみ全体の取組を進める上でも大きな効果があると考えます。
	容器包装の価格やそれを焼却したり回収したりするコストをもっと国も自治体も事業者も公表するべきではないか。もったいない運動を起こすよりも事実を知らせるべきであり、消費者も知ろうとすることが大切だと思う。	1	頂いた御意見については、将来の審議の参考とさせていただきます。

(7)再商品化に係る実務的な課題

「特定事業者ごとの再商品化委託費等の公表」は、是非実現させたい。事業者の取組み方の評価になり、責任感も生まれるであろう。	1	最終取りまとめ案では、特定事業者ごとの再商品化委託費等の公表について、その効果や実施した場合の問題点等を踏まえて更に検討すべきである旨提言しています。
義務量算定の根拠となる調査の精度向上を図るよう引き続き努めるべきとの意見には賛成だが、市場価格へ影響力を公平性の観点から捉え設計した現行の製造事業者と利用事業者の負担比率を維持すべきである。	2	最終取りまとめ案では、公平性の観点から、義務量算定の根拠となる調査の精度向上等を図るよう引き続き努めるべきであると提言しています。
容器包装廃棄物の再商品化費用の算定方法に関する負担比率等は、利用事業者と製造事業者の格差是正に向けた制度の再構築をはかるべきである。	3	
再商品化事業者と指定法人との契約期間を複数年化すべきである。	10	最終取りまとめ案では、再商品化事業者と指定法人の契約期間の複数年化について、引き続き取扱いを検討していくことが適切である旨提言しています。
現行の入札制度は年1回であり、再商品化事業者を育成し環境行政の継続を確保する観点から、例えば年度内複数回入札の制度等を導入することを要望するものである。	2	
複数年化について、「他の分野での事例も参考に…」と記述されているが、環境に関する問題は、他の分野と同じものと考えられないのではないか。	1	原文の記述は適切であると考えます。
資源有効利用効果の増大のため、再商品化の入札において、分別収集を行っている市町村に再商品化手法の希望優先順位をつけてもらい、それを尊重するシステム作りを要望する。	1	容器包装廃棄物の再商品化手法については、循環型社会形成推進基本法の優先順位を踏まえて検討すべきと考えます。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	特定事業者の自主回収のルールを明確に作成すべき。	1	特定事業者の義務量算定については、「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」に定められており、明確にされているものと考えます。
	自主算定方式と簡易算定方式の並存は、制度を複雑にして混乱の原因となっているのみならず、不公平感や過少申告の原因ともなっているので、自主算定方式のみに統一すべきである。	1	簡易算定方式については、事業系に排出される容器包装廃棄物の割合を自ら把握することが困難である事業者が存在することから、必要な方式であると考えます。
(8) 容器包装の範囲			
	クリーニング業界から出るゴミは、業界の自主的取組も進んでいるとあるがどのような方法か。それらが実施されるのに何年も待たなければならないのなら、容器包装リサイクルの枠に組み入れるべきである。	1	クリーニング業界の自主的取組については、具体的には業界団体が包装資材等の店頭での回収等を計画していますが、基本的に容器包装リサイクル法の対象とするよりも、このような自主的な取組の促進を図ることが適切であると考えます。
	現行法の対象となっていない容器包装についても、基本的に容器包装リサイクル法の対象にすべきである。	2	<p>仮に現行法の対象となっていない容器包装を対象としても、行政コストや指定法人において必要とされるコストに比して得られる効果が小さく、自主的な取組の促進を図ることが適切であると考えます。また、試供品の容器包装については、例えば商品の容器又は包装として法の対象となっているものと素材や形状が類似のものについては、制度の円滑な実施等の観点から、法の対象として取り扱うことを検討すべきと考えます。</p> <p>さらに、事業系容器包装廃棄物については、排出者である事業者によるその処理責任が課されており、事業者による容器包装廃棄物のリサイクルがかなり進んでいる現状も踏まえれば、容器包装リサイクル法の対象にする必要性は小さいと考えます。</p>
	サービスに付随するもの始め、市民に分かりやすい素材別リサイクルとすべきであり、事業系容器包装についても、容器包装リサイクル法のリサイクルルートで再商品化が可能となる仕組みを創設すべきである。	1	
	現在の容器包装リサイクル法では、一般廃棄物のみを対象にしているが、産業廃棄物は対象になっていない。産業廃棄物の容器包装を容器包装リサイクル法に盛り込むべきである。	1	
	試供品や見本の扱い、容器と包装の区別等々、対象容器包装の定義は極めて複雑で理解することが困難であり、法の運用を困難にしたため事業者の原因ともなっているので規則の単純化、明確化が必要である。	1	
	容器包装が、業界、使用形態、商品の有料・無料、事業系廃棄物であるか否かなどで区別すべきではないと考える。	1	
(9) 小規模事業者の適用除外			
	再商品化費用は事業者が負担するという法律上の責務を全うするため、すべて事業者(業界)の負担とすべきである。	1	<p>最終取りまとめ案で提言しているとおり、追加的に対象となる容器包装の量が少ないこと、費用対効果が低い等の課題があることから、現行制度のとおりとせざるを得ないと考えます。</p>
	小規模事業者といえども特定事業者としての責任は免除されるべきものでなく、一律に一定額を徴収する、業界単位で負担されるなど、別途の方法を検討すべきである。	1	
	小規模事業者についても、事業者責任の徹底および事業者間の公平性の確保という視点から、法を適用する方向で検討すべきと考える。	1	
	免除の範囲に該当する小規模事業者からの拠出金は、当該市町村へ納付させ、それを収集費用等の一部に充当させるシステムを検討すべきである。	1	

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--	--------	----	------------

終わりに

	3年を目処に見直しを行うのが適切である。	2	制度の実施状況を一定期間見る必要があることから、今回の見直し後の制度の施行後5年を目処に見直しを行うこととすることが適切と考えます。
	次期、法制度の見直しに向けて、制度の実施状況、効果などを検証し、新たな制度の評価を適正に行うシステムの導入が必要です。	1	当審議会において、必要に応じ、制度の実施状況等について審議を行うことが必要と考えます。
	今回の取りまとめに基づく具体的制度の設計及び5年後の実施状況を踏まえた見直しについては、今回の審議の中で課題とされたことの議論を含めて、消費者、事業者、市区町村三者による早急な協議の場を設けること。	1	次回の見直しにおいても、消費者、事業者、市町村が共通の場で議論をすることが望ましいと考えます。
	審議での積み残し課題を含めた容器包装廃棄物減量化推進の検討と、消費者、事業者、市町村の相互理解促進のための場の設置が必要と考えます。	1	今後とも、消費者、事業者、市町村が共通の場で議論をすることが望ましいと考えます。

その他

	現在の容リ法見直しは審議会での審議にゆだねられているが、業界代表の代弁であったり、微細な論議に終始している。審議会は、日本国のリサイクルのあり方や理想の根本を大局的に論じるべきである。	1	当審議会では、1年半にわたり、今後の容器包装リサイクル制度の在り方について真剣な議論を重ねてまいりました。
	現在の中環審に再商品化処理事業者を委員にすべきである。	1	今後の検討課題とさせていただきます。
	再商品化事業者の廃棄物処理施設許可の免除等現行の登録要件を見直して頂きたい。	1	再商品化事業の適切な実施を確保する上では、必要なものと考えます。
	このような重要な案件に関し、極めて短期間の意見募集期間は遺憾。猛省を求めるとともに、意見募集期間の延長を求める。	1	本最終取りまとめ案を受けた関係省庁における制度改正作業のスケジュール等を考慮すると、2週間程度とせざるを得ませんでした。御理解いただきますようお願いいたします。
	法の名称及び目的を、3Rの優先順位による取組みなど今後めざすべき方向にふさわしいものとする。例えば名称については「容器包装の3R推進に係る法律」などとする。	2	法律の名称及び目的については、関係省庁において検討されるべきものと考えます。